

令和元年度

くらしと県税



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

はじめに

みなさんが納める県税は、県が住民サービスを提供するため、そして、震災と原子力災害からの復興と創生を着実に前進させていくための重要な財源となっています。

この「くらしと県税」は、県税のしくみや震災及び復興に係る特例のあらましをまとめたものです。

※ 記載内容は、令和元年7月現在のものです。



目次

くらしと税金

税とは？	1
「税についての作文」入選作品紹介	1
令和元年度当初予算の概要	2
県税収入の特徴	3
税金の種類	4

県税のあらまし

個人県民税	6
特別徴収義務者の一斉指定について	9
ふるさとふくしま応援寄附金	9
法人県民税	10
森林環境税	11
県民税利子割	11
県民税配当割	12
県民税株式等譲渡所得割	12
個人事業税	13
法人事業税	14
不動産取得税	15
自動車税	18
自動車取得税	20
自動車税種別割	21
自動車税環境性能割	21
鉱区税	22
県固定資産税	22
地方消費税	22
軽油引取税	24
ゴルフ場利用税	25
県たばこ税	25
狩猟税	26
産業廃棄物税	26

県税の納付

県税の申告と納税	27
納める場所	28
口座振替による納税	28
納税貯蓄組合	29
電子申告、電子申請・届出	29
県税の救済	30
納税の猶予・減免	30
特定非営利活動法人 に係る県税の課税免除	31
延滞金・加算金	31
納税証明書	32
滞納処分	33
差押財産(物件)の公売	33

東日本大震災に関するお知らせ

法人県民税	34
個人事業税	34
不動産取得税	35
自動車税・自動車取得税	36
軽油引取税	37
東日本大震災復興特別区域法 に係る県税の課税免除	37
福島復興再生特別措置法 に係る県税の課税免除	37

お問い合わせ先

県税についてのお問い合わせ	38
市町村税についてのお問い合わせ	38
国税についてのお問い合わせ	38

税とは？

なぜ、私たちは税を納めなければならないのでしょうか？

私たちの毎日の生活は、国や地方公共団体の行政活動と深く結びついており、これらの活動を通じて、私たちはいろいろな公共サービスを受けています。

例えば、国や地方公共団体は、私たちの生命や財産を犯罪や災害から守ったり、みんなで利用する道路、公園、学校を建設したり、社会保障として人々の生活を援助したり、科学技術や産業の振興を図るなど、いろいろな仕事を行っています。これらの公共的な仕事は、私たちが豊かで明るい社会生活を営むうえで必要不可欠なものばかりですが、これらの行政活動には多くの経費を必要とします。

税は、これら国や地方公共団体に課せられた行政活動を行ううえで、欠くことのできない貴重な財源になっているのです。

もし、私たちが税を納めなかったらどうなるのでしょうか？

国や地方公共団体は、行政活動を通じて、私たちの生活に欠かすことのできない公共サービスを提供していますが、国や地方公共団体といえども、お金の裏づけがなくなれば仕事ができなくなるのは当然です。そうなった場合、一番困るのは他でもない私たち自身ではないのでしょうか。納税の義務が、国民の基本的な義務の一つ（憲法第30条）となっているのもそのためです。

私たちは、「社会共通の経費」として税を負担し合うことによって、お互いに協力し支え合いながら社会生活を営んでいるといえるでしょう。

「税についての作文」入選作品紹介

将来の福島県を担う中学生の皆さんに、税に対する関心を高め、理解を深めてもらうことを目的として、中学生の「税についての作文」募集事業を福島県納税貯蓄組合連合会が主催し、福島県などの後援により実施しました。

平成30年度入選作品のうち、日本税理士会連合会会長賞など19編について、県税務課ホームページに掲載していますので、ぜひ御一読ください。ここでは、日本税理士会連合会会長賞を受賞した作品を紹介します。

『ゼイ』沢

白河市立白河第二中学校 3年 目黒 恭涼

7年前、僕の目の前に広がった異様な光景。崩れ落ちた建物、ねじ曲がった道路、品物がないコンビニエンスストア……。当時7歳だった僕の脳裏に焼きついた衝撃は、今も鮮明によみがえる。しかし、今の僕の周りには、つい7年前に未曾有の被害を受けたとは想像できない、平和で美しい世界が広がっている。ともすると、7年前のあの光景を忘れてしまいそうになるほどだ。僕が住む福島県がここまで復興することができたのは、たくさんの義援金、延べ20万人ものボランティアの方々の力、そして、税金のおかげである。

東日本大震災は、「激甚災害」に指定された。「激甚災害」に指定されると、災害復旧事業の補助率が何割か上がるそうだ。この仕組みを行うにあたって使われている財源はどこにあるのかと考えてみると、税金であることに辿り着く。例えば、僕自身がコンビニエンスストアで飲み物やお菓子を買うなどするだけで、「消費税」という税金を払うことになる。その税金が被災地の補助に使われ、復興を早めることにつながっていたのかもしれない。そう考えると、自分も災害復旧に一役買っていたのだと、なんだか少し嬉しく感じた。またそれは、同じような仕組みで、日本国中の人が税の力で僕達を助けてくれていたのだということでもあり、そう思うと、ありがたさとともに、自分一人だけで困難に立ち向かわなくてよいのだという心強さも感じられた。

そもそも、税の歴史を辿ってみると、人が集団で共同体となって生活するようになった古墳時代からあったようだ。それは、大昔の人々も、自分一人の力で生きていくよりも互いに助け合った方が生きやすいと感じたからだろう。現代では、「なぜこんなに税金を払わなければならないのか。」と不満を漏らす人もいるが、これは自分が税金を取られるという一面だけを見ているのであって、他の人が払っている税金に助けられて自分もよりよい生活ができていくという事実、つまり、税のそもそもの成り立ちを考えれば、自分の負担に対する見方も少し変わるのではないかな。

実際のところ、日本の税の負担率は、世界の諸外国と比べて低い。しかし、負担率の高い国は、その分、社会福祉が充実している。「助け合い」の実現と自己の負担過重を考えると、どちらがよいとは一概にはいえない。大切なのは、「自分の払った税が誰かの役に立ち、誰かの払った税が自分のためになっている」ことを共通理解することと、「より効果があり、かつ無駄のない税金の使い道」をみんなで真剣に考えていくことだと僕は思う。

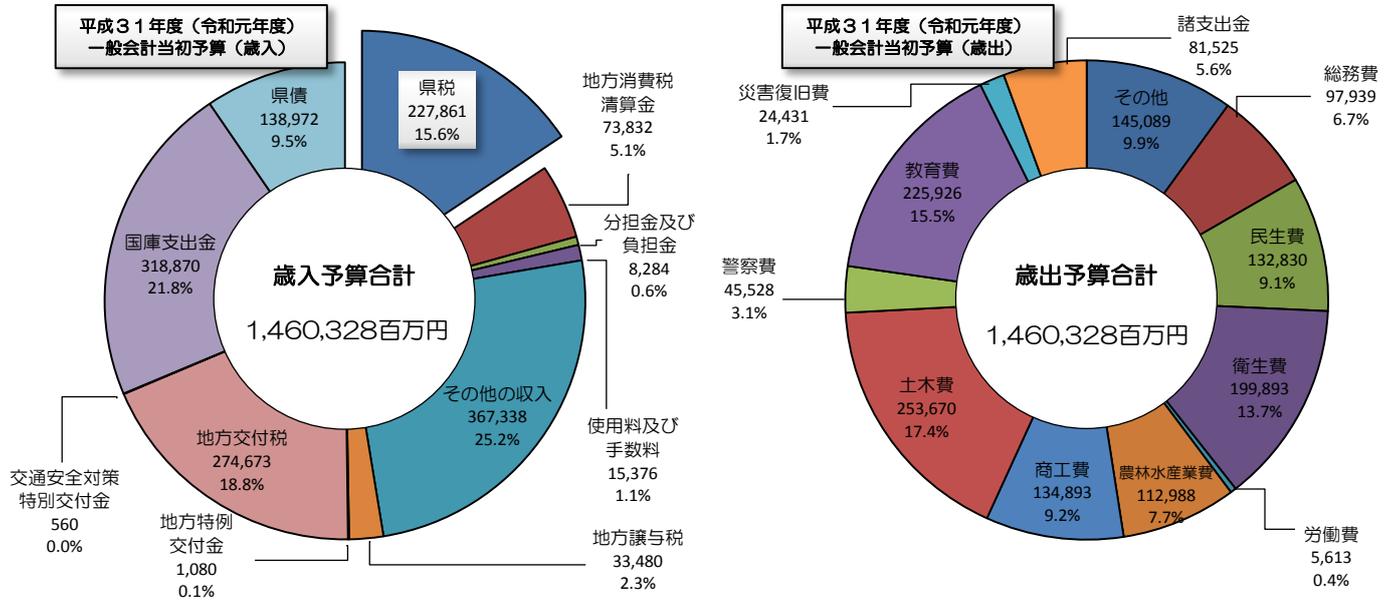
僕もまもなく大人の仲間入りをする。大人になって収入を得るようになれば、今以上に税との関わりが深くなる。その時には、ただ義務として税を納めるのではなく、税を通して他者や社会とつながっているという思いを持ち、自分事として真剣に税の使い方を考えながら、社会の一員として生活していきたい。

平成31年度（令和元年度）当初予算の概要

総額1兆4,603億円

一般会計当初予算の総額は、前年度と比較して131億円、率にして0.9%増の1兆4,603億円となります。うち、復興・創生分として6,001億円を計上いたしました。

5年間の復興・創生期間の後半となる平成31年度（令和元年度）は、本県の復興と創生を着実に前進させていく重要な一年であります。これまでの挑戦を進化させ、復興の加速と、福島ならではの地方創生に向けて様々な主体と共働し、全力で取り組むための予算として編成いたしました。



区分	平成31年度 (令和元年度)		平成30年度		増減費 (a)-(b) (c)	伸び率 (c)/(b)	区分	平成31年度 (令和元年度)		平成30年度		増減費 (a)-(b) (c)	伸び率 (c)/(b)
	予算額(a)	構成比	予算額(b)	構成比				予算額(a)	構成比	予算額(b)	構成比		
県税	227,861	15.6	234,137	16.2	▲6,276	▲2.7	議会費	1,649	0.1	1,668	0.1	▲19	▲1.1
地方消費税清算金	73,832	5.1	71,470	4.9	2,362	3.3	総務費	97,939	6.7	117,500	8.1	▲19,561	▲16.6
分担金及び負担金	8,284	0.6	8,454	0.6	▲170	▲2.0	民生費	132,830	9.1	133,988	9.3	▲1,158	▲0.9
使用料及び手数料	15,376	1.1	15,468	1.1	▲92	▲0.6	衛生費	199,893	13.7	211,560	14.6	▲11,667	▲5.5
財産収入	2,182	0.1	2,248	0.2	▲66	▲2.9	労働費	5,613	0.4	6,769	0.5	▲1,156	▲17.1
寄附金	4,826	0.3	5,961	0.4	▲1,135	▲19.0	農林水産業費	112,988	7.7	131,178	9.1	▲18,190	▲13.9
繰入金	250,417	17.1	276,364	19.1	▲25,947	▲9.4	商工費	134,893	9.2	137,403	9.5	▲2,510	▲1.8
繰越金	1,500	0.1	500	0.0	1,000	200.0	土木費	253,670	17.4	196,227	13.6	57,443	29.3
諸収入	108,413	7.4	105,436	7.3	2,977	2.8	警察費	45,528	3.1	44,552	3.1	976	2.2
地方譲与税	33,480	2.3	31,190	2.2	2,290	7.3	教育費	225,926	15.5	230,939	16.0	▲5,013	▲2.2
地方特別交付金	1,080	0.1	686	0.0	394	57.4	災害復旧費	24,431	1.7	19,963	1.4	4,468	22.4
地方交付税	274,673	18.8	261,337	18.1	13,336	5.1	公債費	142,440	9.8	128,919	8.9	13,521	10.5
交通安全対策特別交付金	560	0.0	600	0.0	▲40	▲6.7	諸支出金	81,525	5.6	85,547	5.9	▲4,022	▲4.7
国庫支出金	318,870	21.8	315,088	21.8	3,782	1.2	予備費	1,000	0.1	1,000	0.1	0	0.0
県債	138,972	9.5	118,272	8.2	20,700	17.5	合計	1,460,328	100.0	1,447,212	100.0	13,112	0.9

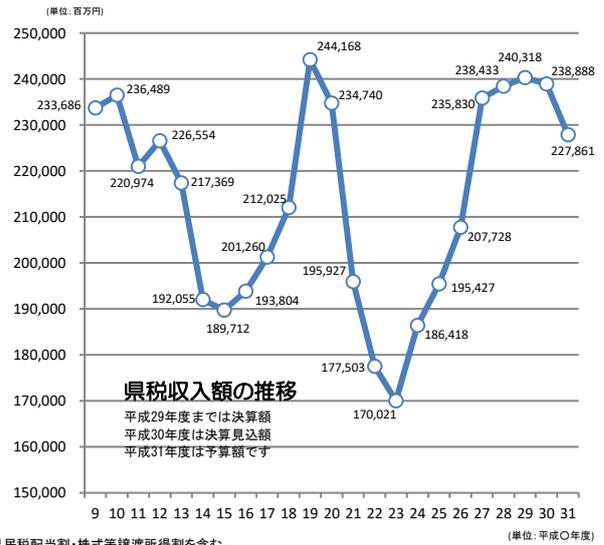
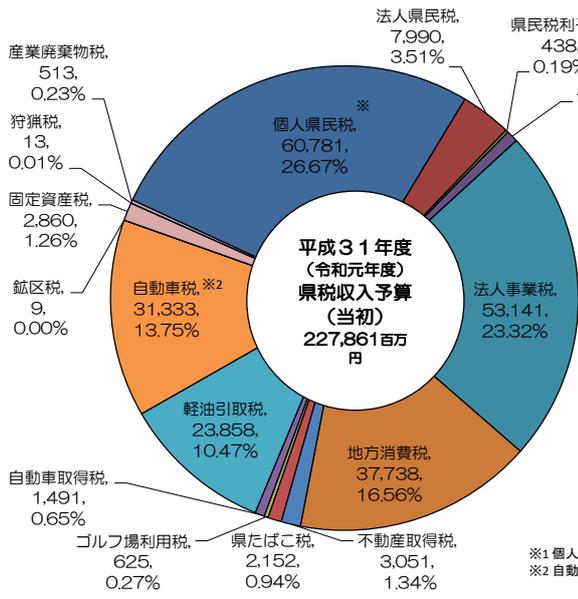
注)表示単位未満四捨五入により、計が一致しない場合がある。

ちょっと役立つ

豆知識 1

- 地方交付税とは**
地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、地方行政サービスの水準を維持するため、国税として徴収された所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額が地方公共団体の財政力に応じて交付されるものです。
- 地方譲与税とは**
税を徴収する便宜上、国税として徴収されたものの全部、又は一部が地方公共団体の財源として、一定の基準で譲与されるもので、県に対しては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税などがあります。
- 国庫支出金とは**
社会保障や教育、公共事業など特定の仕事のために国が使いみちを決めて地方公共団体に交付する補助金、負担金、委託金などの総称です。

県 税 収 入 の 特 徴



※1 個人県民税には、県民税配当割・株式等譲渡所得割を含む。
※2 自動車税には、自動車税種別割、自動車税環境性能割を含む。

(単位:百万円、%)

区 分	平成31年度 (令和元年度)	平成30年度	増減額	伸び率	構成比	
	当初予算額A	当初予算額A	A-B	A/B		
個人県民税	59,340	60,824	▲ 1,484	97.6	26.0	
法人県民税	7,990	8,054	▲ 64	99.2	3.5	
県民税利子割	438	448	▲ 10	97.8	0.2	
県民税配当割	1,070	1,005	65	106.5	0.5	
県民税株式等譲渡所得割	371	371	0	100.0	0.2	
個人事業税	1,868	2,063	▲ 195	90.5	0.8	
法人事業税	53,141	53,688	▲ 547	99.0	23.3	
地方消費税	譲渡割	36,006	39,071	▲ 3,065	92.2	15.8
	貨物割	1,732	1,657	75	104.5	0.8
計	37,738	40,728	▲ 2,990	92.7	16.6	
不動産取得税	3,051	3,327	▲ 276	91.7	1.3	
県たばこ税	2,152	2,422	▲ 270	88.9	0.9	
ゴルフ場利用税	625	624	1	100.2	0.3	
自動車取得税	1,491	3,052	▲ 1,561	48.9	0.7	
軽油引取税	23,858	23,544	314	101.3	10.5	
自動車税	31,333	30,773	560	101.8	13.8	
鉦区税	9	9	0	100.0	0.0	
固定資産税	2,860	2,731	129	104.7	1.3	
狩猟税	13	14	▲ 1	92.9	0.0	
産業廃棄物税	513	460	53	111.5	0.2	
県 税 計	227,861	234,137	▲ 6,276	97.3	100.0	

ちょっと
役立つ

豆知識2



県民1人当たりに使われるお金

一般会計歳出予算1兆4,603億円を、県民1人当りに当てはめると...

1. 教育費 122,000円

2. 公債費 77,000円

3. 民生費 72,000円

4. 土木費 137,000円

5. 商工費 73,000円

(県民1人当たりに使われるお金)

約790,000円

推計県民人口

1,849,261人

(令和元年5月1日現在)

県民1人当たりが納める県税額

約123,000円

6. 総務費 53,000円

7. 農林水産業費 61,000円

8. 警察費 25,000円

9. 衛生費 108,000円

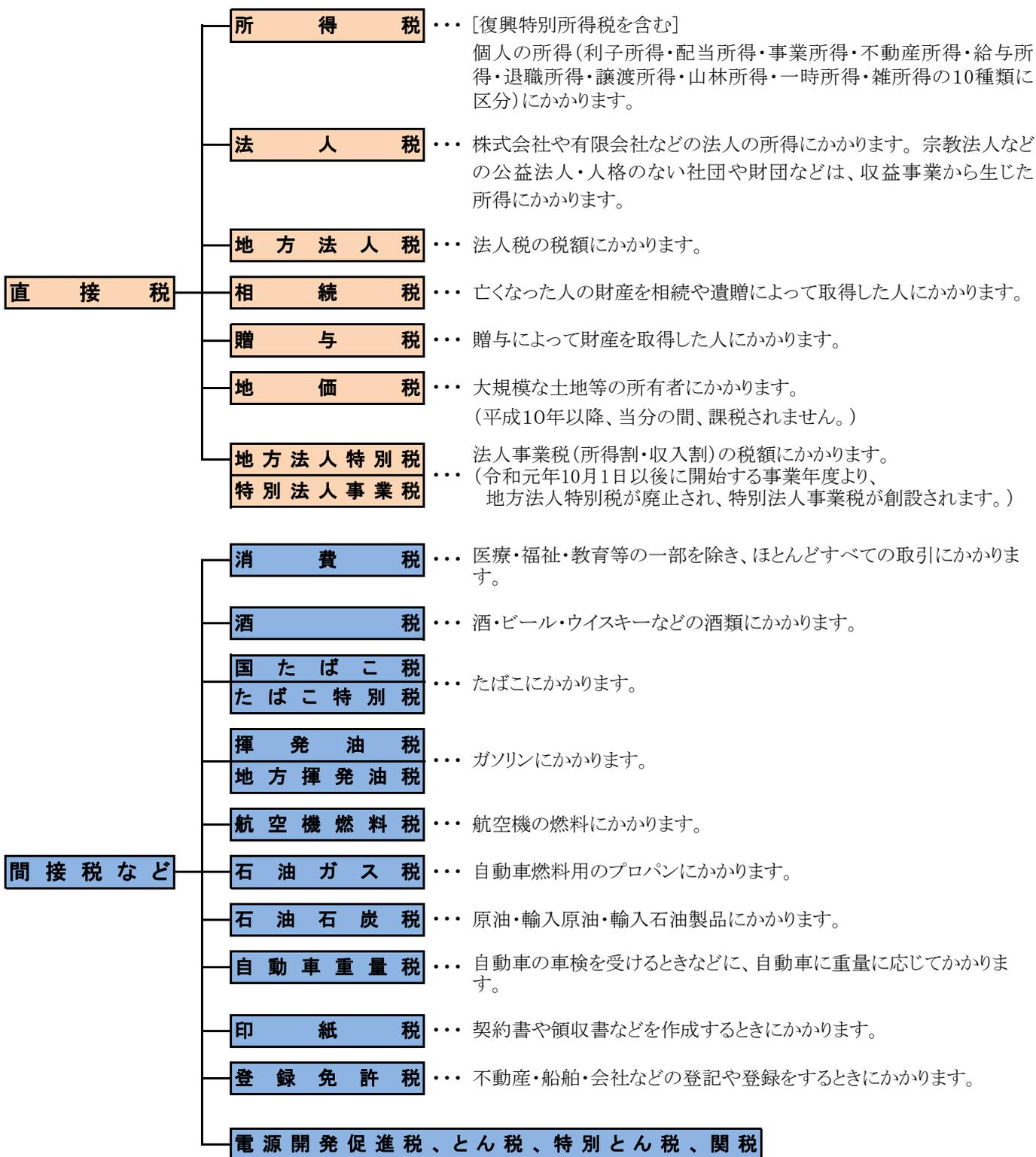
10. その他 62,000円

※千円未満は四捨五入

税金の種類

税金には、国に納める国税と、地方公共団体に納める地方税とがあります。
地方税は、さらに県(都道府)税と市町村税に分かれます。

国税



ちょっと役立つ

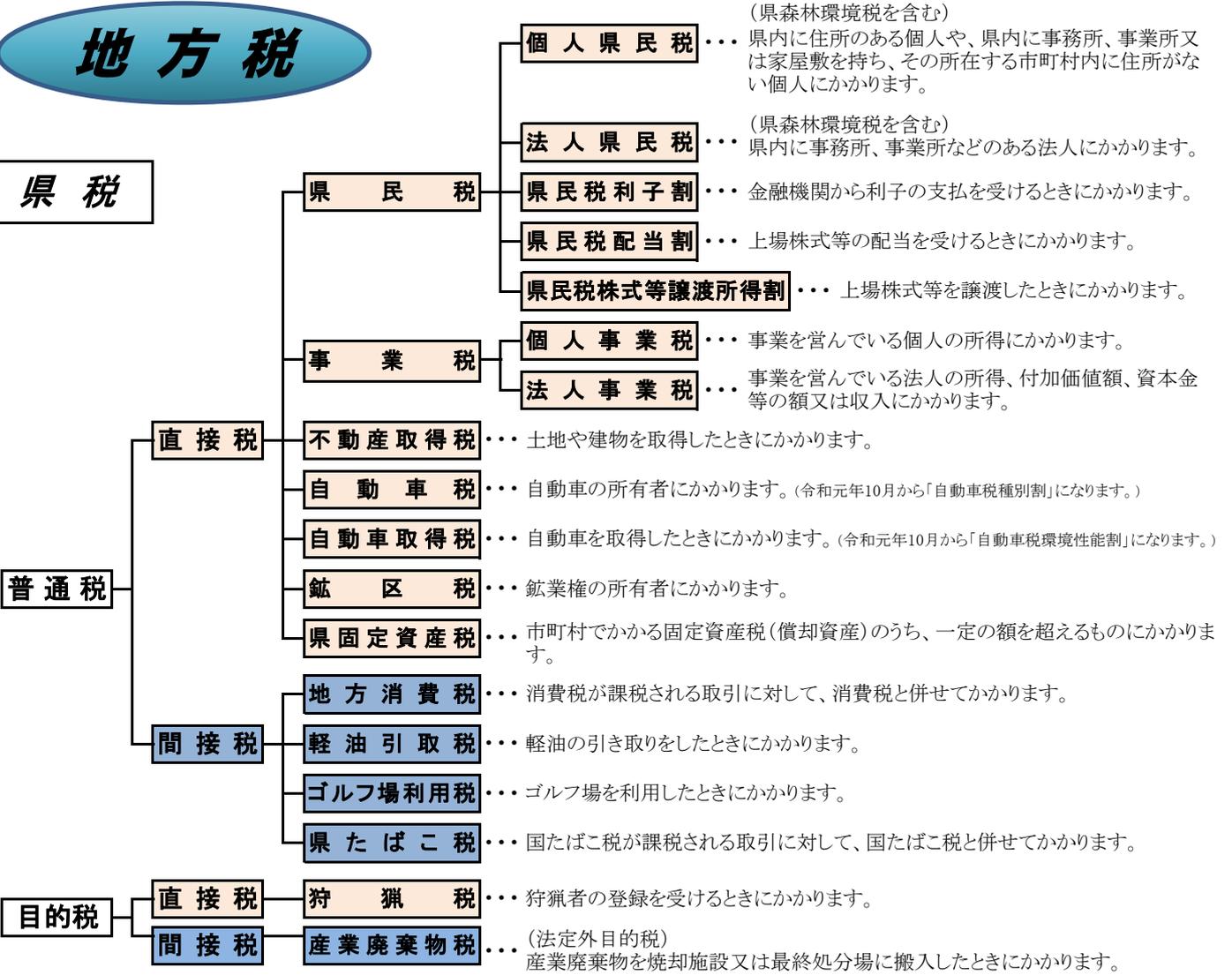


豆知識3

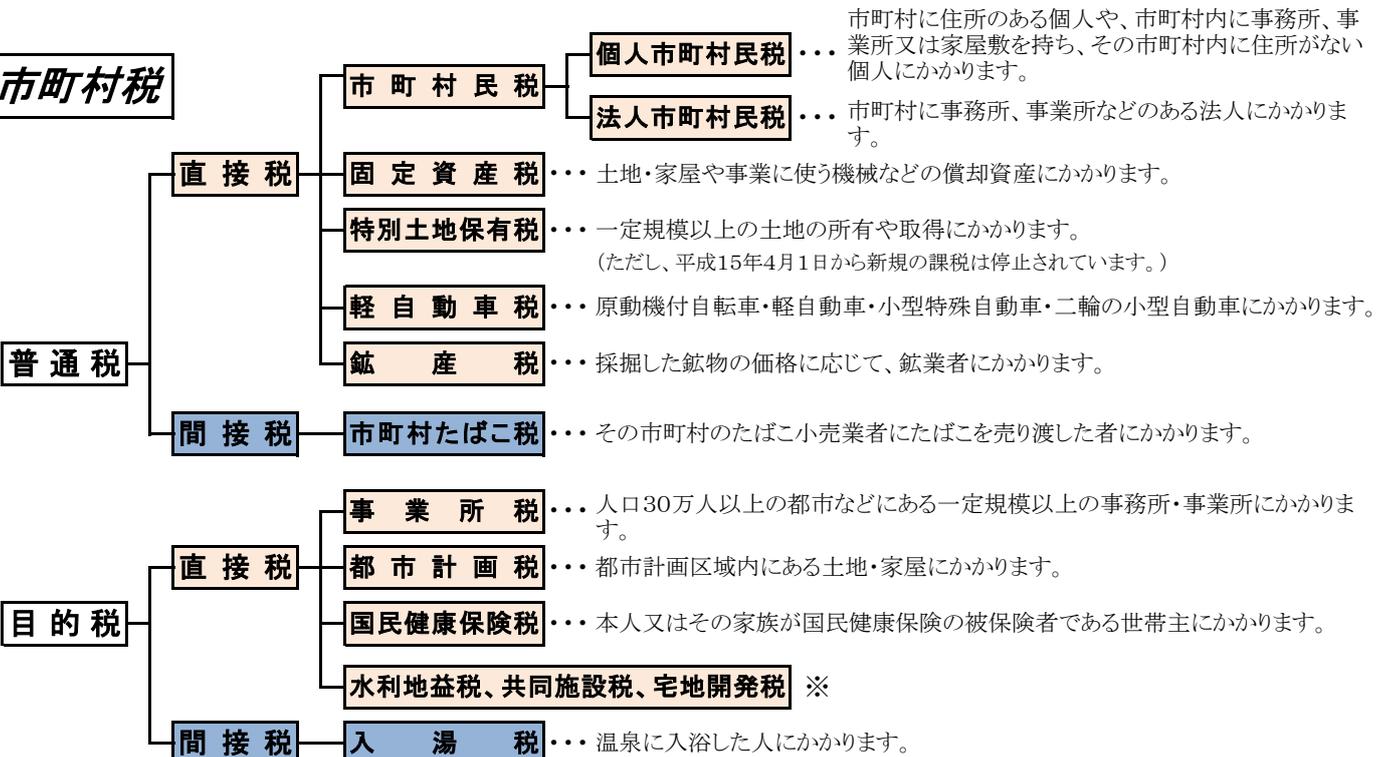
直接税	… 税金を負担する人と納める人が同じ税
間接税	… 税金を負担する人と納める人が異なる税
普通税	… 一般的な経費に充てるために課税される税
目的税	… 特定の経費に充てるために課税される税
法定外普通税	… 地方税法で定めのある税目以外の税で普通税であるもの
法定外目的税	… 地方税法で定めのある税目以外の税で目的税であるもの

地方税

県税



市町村税



※ 水利地益税・共同施設税・宅地開発税については、地方公共団体の判断で課税することができますが、現在、福島県内で課税している団体はありません。

県民税

県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民の皆さんにその能力に応じて負担していただくもので、県民税には、個人に課税される個人県民税、法人に課税される法人県民税及び利子等の支払いを受ける者に課税される県民税利子割があります。また、個人で上場株式等の配当等や譲渡の対価等の支払いを受ける人に対し、配当割と株式等譲渡所得割が課税されています。

なお、市町村には市町村民税があり、個人県民税や法人県民税とあわせて、「住民税」と通常呼ばれています。

個人県民税

個人県民税は、税金を負担する能力のある人が所得の額に関係なく同じ額を負担する均等割と、所得金額に応じて負担する所得割からなっています。

なお、個人県民税は、市町村において個人の市町村民税とあわせて賦課徴収された後に、県に払い込まれます。

◆納める人

- 毎年1月1日現在、県内に住所のある個人 …………… 均等割と所得割
- 毎年1月1日現在、県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人 …………… 均等割のみ

◆納める額

● 均等割(年額)

区分	税 額
県 民 税	2,500円 (うち、森林環境税1,000円)
市町村民税	3,500円

※ 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されたことに伴い、平成26年度から令和5年度までの各年度分の均等割が県民税、市町村民それぞれ年額500円引き上げられています。

県では、高等学校をはじめとする県有施設の耐震化などの緊急防災・減災事業に活用します。

● 所得割(年額)

前年の所得に対して課税されます。

区分	税 率
県 民 税	4%
市町村民税	6%



【所得割の計算方法(一般例)】

前年の収入金額 - 必要経費(給与所得者は給与所得控除額) - 各種所得控除額 = 課税所得金額
課税所得金額 × 税率 - 税額控除額 = 税額

- 備考 1 退職所得については、通常、他の所得と区分して退職所得に係る税額表により算出した税額よりもります。
- 2 土地などの譲渡による譲渡所得については、通常、他の所得と区分して課税されます。
- 3 県民税配当割、県民税株式譲渡所得割として特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税され、所得割額から先に特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。

◆課税されない人

- 均等割も所得割もかからない人
 - (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
 - (2) 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下であった人
- 均等割がかからない人
前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の人
- 所得割がかからない人
前年の総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額)以下の人

◆各種控除

1 所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ① (損失額 - 保険等の補てん額) - (総所得金額等 × 10%) ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	次のどちらかを選択 ① (前年中に支払った医療費 - 保険金等で補てんされる額) - (総所得金額 × 5% (10万円超の時は10万円)) …… 控除限度額 200万円 ② (前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額) - (保険金等で補てんされる金額) - 12,000円 …… 控除限度額 88,000円
社会保険料控除	支払った社会保険料の金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の金額
生命保険料控除	① 旧制度適用(平成23年12月31日以前契約) ア 一般生命保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額35,000円 イ 個人年金保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額35,000円 ※ ア、イの合計適用限度額は70,000円 ② 新制度適用(平成24年1月1日以降契約) ア 一般生命保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額28,000円 イ 個人年金保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額28,000円 ウ 介護医療保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 適用限度額28,000円 ※ ア、イ、ウの合計適用限度額は70,000円 ③ ①と②がある場合は、控除区分ごとに次のa、bのうち控除額が大きい方が適用されます。 (合計適用限度額は70,000円) a 旧制度の控除額(35,000円が上限) b 旧制度の控除額と新制度の控除額の合計(28,000円が上限)
地震保険料控除	① 地震保険料 …… 支払った保険料の額の2分の1 …… 控除限度額25,000円 ② 旧長期損害保険料 …… 支払った保険料の額に応じて算出 …… 控除限度額10,000円 ①と②両方がある場合 …… ①と②の合計額 …… 控除限度額25,000円
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)
寡婦(夫)控除	26万円(特別加算該当者は30万円)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	11万円～33万円(老人配偶者は13万円～38万円)
配偶者特別控除	配偶者の所得に応じ、1万円～33万円
扶養控除	控除対象扶養親族(16歳以上の扶養親族)1人につき …… 33万円 ただし、特定扶養親族(19歳以上23歳未満の扶養親族)は …… 45万円 老人扶養親族(70歳以上の扶養親族)は …… 38万円 同居老人扶養親族等は …… 45万円
基礎控除	33万円

(注) 平成22年度の税制改正により、平成24年度から18歳以下の扶養親族を有する方が受けることができる扶養控除の額が変わりました。

2 税額控除

(1) 配当控除

総合課税される配当所得のある人について、一定の率を乗じた金額を控除します。

(2) 外国税額控除

外国で課税された所得税等の額のうち、所得税から控除しきれなかった額の一定額を控除します。

(3) 寄附金税額控除

地方自治体や一定の団体等に寄附した金額がある場合、その金額の一定額を控除します。

ア 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部への寄附金

(寄附金額 - 2千円) × 4% (市町村民税は6%)

イ 地方自治体(総務大臣の指定を受けた自治体に限る)に対する寄附金(ふるさと納税)

次の(ア)と(イ)の合計額

(ア) (寄附金額 - 2千円) × 4% (市町村民税は6%)

(イ) (寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税率) × 40% (市町村民税は60%)

※ 所得割額の2割が上限(平成27年度の個人住民税については、所得割額の1割が上限です。)

ウ 条例により指定した寄附金

(寄附金額 - 2千円) × 4% (市町村民税は6%)

(4) 住宅借入金等特別税額控除

平成21年1月1日から令和3年12月31日までの間に入居し、前年分の所得税の住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、一定額を住民税から控除します。

(5) 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除の差を調整するため、次の金額を控除します。

ア 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の人

次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額の5% (県民税2%、市町村民税3%)

(ア) 人的控除額の差の合計額

(イ) 個人住民税の課税所得金額

イ 個人住民税の課税所得金額が200万円超の人

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5%

(県民税2%、市町村民税3%)

※ 2,500円未満の場合は2,500円(県民税1,000円、市町村民税1,500円)

◆申告と納税

申告や納税などの事務は、個人の市町村民税と併せて市町村で行います。

1 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 所得税の確定申告書を提出した場合には、個人住民税(県民税+市町村民税)の申告書を提出する必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。
- (3) 給与所得のみの方は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除(ふるさと納税については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用できる場合があります。)等の控除を受けようとする場合は、申告書を提出してください。

2 納税

- (1) 給与所得者については、6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて、納めることになっています。
- (2) 給与所得者以外の所得者については、原則として6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めることになっています。
- (3) 4月1日現在65歳以上の公的年金受給者の方は、支給される公的年金から公的年金にかかる個人住民税が差し引かれます。(一部地域では未実施)。

住民税の計算方法

(例) 福島市に住む夫婦と子供(妻…無職、長男…大学3年生、長女…中学1年生)の4人家族の場合、令和元年度(平成31年度)の住民税(県民税+市町村民税)はいくらになりますか？

[給与収入750万円、社会保険料75万円、生命保険料(平成24年2月1日契約)5万5千円]

A	総収入金額	7,500,000円																			
B	給与所得控除額	1,950,000円																			
		$7,500,000円 \times 10\% + 1,200,000円 = 1,950,000円$																			
		(注) 収入金額が660万円以上1,000万円未満の場合は、当該収入金額の10%と120万円の合計額が給与所得控除額となります。																			
C	所得金額	5,550,000円	(A-B)																		
D	所得控除額	1,887,750円																			
		↑ <table border="1"> <tbody> <tr> <td>社会保険料控除額</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>生命保険料控除額</td> <td>27,750円</td> </tr> <tr> <td>$55,000円 \times 1/4 + 14,000円$</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) 新制度適用の支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下のときの計算式です。</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除額</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養控除額</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) 長男には、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)控除45万円が適用されます。</td> </tr> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,887,750円</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料控除額	750,000円	生命保険料控除額	27,750円	$55,000円 \times 1/4 + 14,000円$		(注) 新制度適用の支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下のときの計算式です。		配偶者控除額	330,000円	扶養控除額	450,000円	(注) 長男には、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)控除45万円が適用されます。		基礎控除額	330,000円	計	1,887,750円	
社会保険料控除額	750,000円																				
生命保険料控除額	27,750円																				
$55,000円 \times 1/4 + 14,000円$																					
(注) 新制度適用の支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下のときの計算式です。																					
配偶者控除額	330,000円																				
扶養控除額	450,000円																				
(注) 長男には、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)控除45万円が適用されます。																					
基礎控除額	330,000円																				
計	1,887,750円																				
E	課税所得金額	3,662,000円	(千円未満切り捨て) (C-D)																		
F	所得割額	363,600円	(E×税率-調整控除)																		
		県民税: $3,662,000円 \times 4\% - 1,000円$ (調整控除) → 145,400円 (百円未満切り捨て)																			
		市民税: $3,662,000円 \times 6\% - 1,500円$ (調整控除) → 218,200円 (百円未満切り捨て)																			
G	均等割額	6,000円																			
		県民税: 2,500円 (うち森林環境税1,000円)																			
		市民税: 3,500円																			
H	令和元年度(平成31年度)住民税額	369,600円	(F+G)																		
		県民税: 147,900円																			
		市民税: 221,700円																			

ちょっと役立つ

豆知識4



配偶者がパートタイムで働いたときの住民税と所得税

※配偶者に扶養親族がおらず、合計所得金額が一千万円以下である場合です。

パート年収	配偶者自身の税金		配偶者控除の適用		配偶者特別控除の適用	
	住民税(所得割)	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない	適用になる		適用にならない	
100万円超103万円以下	かかる	かかる	適用になる		適用になる(注)	
103万円超201.5万円以下			適用にならない		適用にならない	
201.5万円超~			適用にならない		適用にならない	

(注) 年収に応じて控除額が異なります。

個人住民税における 特別徴収義務者の一斉指定について

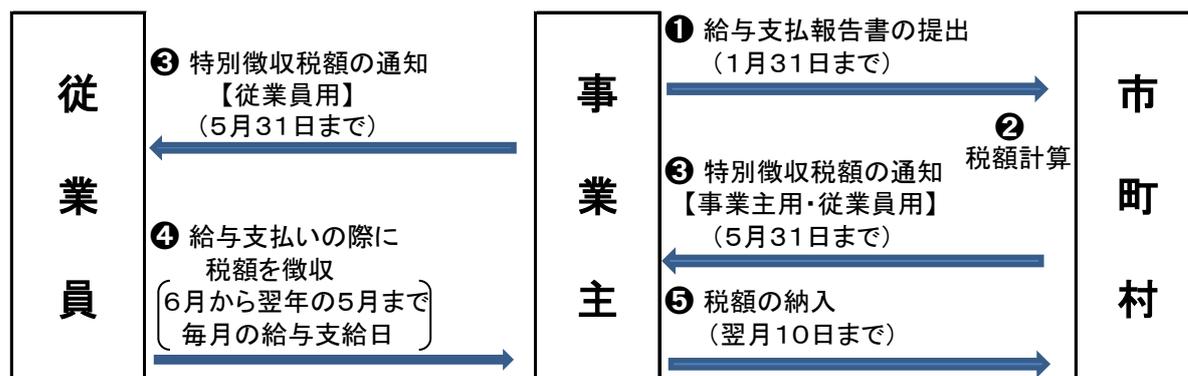
◎ 福島県と県内市町村は、県内における個人住民税の特別徴収を推進するため、対象となる事業主の皆様を特別徴収義務者として、平成27年度から一斉に指定する取組を実施しています。

- ◆ 平成27年度から実施の地区 : 会津地区
- ◆ 平成28年度から実施の地区 : 県北・県中・県南・南会津・いわき地区
- ◆ 平成29年度から実施の市町村 : 相馬市・南相馬市・新地町・飯舘村
- ◆ 令和元年度(平成31年度)から実施の町村 : 広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない」
ということはありませんか？

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者(事業主)が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者(従業員)に代わって、毎月支払う給与から個人住民税(個人市町村民税と個人県民税)を徴収(差引き)し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う給与支払者(事業主)は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収(毎月徴収)することが義務付けられています。

特別徴収による納税のしくみ



ふるさとふくしま応援寄附金(ふるさと納税)

自身が生まれ育った地域やかかわりの深い地域などに貢献したい・応援したいという方々の思いを寄附というかたちで表していただくものです。

- **寄附の方法**
 - ① 県からお送りする払込取扱票により、ゆうちょ銀行または郵便局で寄附できます。
 - ② 県庁税務課に寄附をお申し込みいただいた後、インターネットサイトを通じてクレジットカード(Master Card、VISA、JCB、ダイナースまたはAmerican Express)で寄附できます。
 - **税の軽減** 地方自治体(総務大臣の指定を受けた自治体に限る)に2,000円を超える寄附をした場合、一定の限度額まで、所得税(国税)とお住まいの地方自治体の住民税(地方税)が軽減されます。(詳しくは、7ページ「2 税額控除」をご覧ください。)
 - **使いみち** ①自然環境の保全 ②次世代育成支援 ③本県の活力増進 ④おまかせ(災害復旧・復興)
- ※ 県内市町村にも寄附(ふるさと納税)をすることができます。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

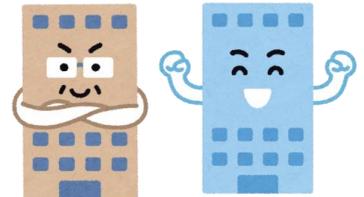
法人県民税

◆納める人

- 県内に事務所・事業所がある法人……………均等割と法人税割
 - 県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人……………均等割
 - 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所等があるもの…法人税割
- ※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされ、上記の区分によって納税義務を負うことになります。

◆納める額

区 分	納 め る 額	区 分	納 め る 額				
			H26.9.30以前	H26.10.1 ～R1.9.30	R1.10.1以後		
均 等 割	公共法人、公益法人等 ※1 資本金等の額が1,000万円以下の法人等 (うち森林環境税 2,000円)	年額 22,000円	法人 税 割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	法人税額	法人税額	法人税額
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 55,000円 (うち森林環境税 5,000円)		課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える場合	×5.8% ※2	×4%	×1.8% ※3
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額143,000円 (うち森林環境税13,000円)	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の場合	法人税額 ×5% ※2	法人税額 ×3.2%	法人税額 ×1% ※3
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額594,000円 (うち森林環境税54,000円)					
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額880,000円 (うち森林環境税80,000円)					



- (注) ※1 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額をいいます。
 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から「資本金等の額」は以下のとおりとなります。
 ①「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する。
 ②「資本金等の額」が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。
 ※2 平成26年9月30日以前に開始する各事業年度分について適用されます。
 ※3 令和元年10月1日以後に開始し、令和4年1月31日までに終了する各事業年度分について適用されます。
 ※4 均等割については、令和3年3月31日以前に開始する事業年度分に森林環境税として10%が加算されます。
 ※5 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の法人税額に対する課税となります。

◆申告と納税

申 告 の 種 類		納 め る 額	申 告 納 付 期 限
中 間 申 告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額等が10万円を超える法人)	予定申告	前事業年度の 法人税割額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ + 均等割額	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告 (連結法人を除く)	法人税額×税率+均等割額	
確 定 申 告		(法人税額×税率+均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内 (申告期限の延長が承認された場合を除く)
修 正 申 告	申告した税額に不足額等があることを発見したとき	(法人税額×税率+均等割額) - 確定納付額	すみやかに提出
	申告後に税務署の更正又は決定を受けたとき	(法人税額×税率+均等割額) - 確定納付額	税務署が更正又は決定の通知をした日から1か月以内
公共法人等		均等割額	4月30日

確定申告書の提出期限の延長

会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定せず、確定申告書の提出期限までにその提出ができない状況にある場合は、国税である法人税の申告期限の延長が承認されたものに限り、その旨の届出書を提出すれば、以後、継続して確定申告書の提出期限が1～4か月延長されます。(ただし、会計監査人を置いている法人で、定款等の定めにより事業年度終了後3か月以内に定時株主総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する期間)

森林環境税

本県の豊かな自然環境や良好な生活環境を将来にわたって維持し、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全などのために使われます。

◆ 税の仕組み

森林環境税は、県民税均等割に加算して納めていただきます。

◆ 納める人

県民税均等割の納税義務者と同じです。

◆ 納める額

〔個人の場合〕 年額1,000円(均等割額1,500円に加算)
〔法人の場合〕 年額 均等割額の10%相当額

区 分	森林環境税
公共法人、公益法人等 資本金等の額が1,000万円以下の法人等	2,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	5,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	13,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	54,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	80,000円

県民税利子割

◆ 納める人

県内に所在する銀行などの金融機関等の営業所等を通じて、利子等の支払を受ける個人
(金融機関等が、利子等の支払の際に県民税利子割を徴収し、県に納めます。)

※ 平成28年1月1日以降の利子等の支払いを受ける法人に対する県民税利子割は廃止されました。

◆ 納める額

支払を受けるべき利子等の額の …… 5/100

(このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)において、15.315/100が課税されます。)

備考 「利子等」とは、預貯金の利子、抵当証券の利息、契約期間が5年以内の一時払養老保険の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金などをいいます。ただし、所得税において非課税制度の適用を受けている次の利子等についてはこれに含みません。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方などの預貯金利子等
- ② サラリーマンが受ける財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄にかかる利子等

◆ 非課税

区 分	非課税限度額
母子家庭、身体障害者	いずれも非課税限度額は350万円
① 少額預金非課税制度(マル優) ② 少額公債非課税制度(特別マル優)	
勤 労 者	非課税限度額は①、②あわせて550万円
① 財産形成住宅貯蓄 ② 財産形成年金貯蓄	

※ 郵便貯金非課税制度(マル優)は平成19年10月1日に廃止されました。日本郵政公社の民営化後の郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度の対象になります。また、日本郵政公社の民営化以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

● 非課税の手続き

- 1 利子等についての非課税の手続きには、金融機関等の窓口に必要な書類を提出する必要があります。
 - ① マル優・特別マル優 非課税貯蓄申告書
非課税貯蓄申込書
 - ② 財産形成住宅(年金)貯蓄 : 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書
財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書
- 2 非課税手続用の各書類は、提出先の金融機関等に備えてあります。
- 3 非課税の手続きには、各書類の他に本人であることの確認等も必要となりますので、詳しい内容につきましては、金融機関等にお問い合わせください。

◆ 申告と納税

金融機関等が、毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。

◆ 市町村への交付

県に納入された県民税利子割額のうち、個人にかかる部分につき県の徴収事務費を控除した金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。

県民税配当割

◆ 納める人

県内に住所を有する個人で、上場株式等の配当等の支払を受ける者

(配当等の支払をする者(株式会社等)が、配当等の支払の際に県民税配当割を徴収し、県に納めます。)

備考 1 「上場株式等」とは、①金融商品取引所に上場されている株式等 ②店頭売買銘柄として登録された株式 ③店頭転換社債型新株予約権付社債 ④店頭管理銘柄株式 ⑤外国金融商品市場において売買されている株式等をいいます。

2 「配当等」とは、①剰余金の配当 ②利益の配当 ③剰余金の分配 ④基金利息の収益の分配 ⑤投資信託の収益の分配 ⑥特定受益証券発行信託の収益の分配 ⑦国債の利子 ⑧公募公社債の収益の分配をいいます。

◆ 納める額

支払を受ける配当等の額の …… 5/100

(このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)において15.315/100が課税されます。)

◆ 申告と納税

配当等の支払をする者が、配当等を支払った翌月の10日までに申告し、納めます。

◆ 市町村への交付

県に納入された県民税配当割額のうち、県の徴収事務費を控除した金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

◆ 納める人

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で、その譲渡の対価等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者

(源泉徴収選択口座が開設されている証券業者が支払を受ける人から徴収し、県に納めます。)

備考 1 「源泉徴収選択口座」とは、1金融商品取引業者につき1口座のみ開設できる特定口座(上場株式等の保管の委託又は信用取引に係る口座)のうち、証券業者に特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座をいいます。

2 「上場株式等」とは、①金融商品取引所に上場されている株式等 ②店頭販売銘柄として登録された株式 ③店頭転換社債型新株予約権付社債 ④店頭管理銘柄株式 ⑤外国金融商品市場において売買されている株式等をいいます。

3 平成28年1月1日以降、「上場株式等」の譲渡損、償還差損などは、3年間損益通算することができます。

◆ 納める額

支払を受ける源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡益の …… 5/100

(このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)において15.315/100が課税されます。)

◆ 申告と納税

源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡の対価等の支払をする証券会社が、原則として年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

◆ 市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割額のうち、県の徴収事務費を控除した金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。

ちょっと役立つ

豆知識5

少額投資非課税制度(「NISA」)また、平成30年より新たに、一定の公募等株式投資信託を対象とした非課税制度、「つみたてNISA」が開始され、NISAとどちらかを選択できることとなります。

	N I S A	つみたてNISA	ジュニアNISA
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益	非課税口座内の一定の公募等株式投資信託の配当等、譲渡益	未成年少額口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の1月1日において満20歳以上の居住者等		口座開設の年の1月1日において満20歳未満又はその年に出生した居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日までの10年間	平成30年1月1日から令和19年12月31日までの20年間	平成28年4月1日から令和5年12月31日までの8年間
払出制限	なし		あり(注)
新規受入可能口座数(年)	1人1口座(つみたてNISAと選択制)	1人1口座(NISAと選択制)	1人1口座
非課税投資額	新規投資額は年120万円を上限(平成27年以前分は100万円)	新規投資額は年40万円を上限	新規投資額は年間80万円を上限
非課税期間	5年間	20年間	5年間
非課税投資総額	最大600万円(120万円×5年間)	最大800万円(40万円×20年間)	最大400万円

(注)ジュニアNISAについては、その年の3月31日において18歳である年の前半の12月31日までは、原則として払出しはできません。これに反して払出しを行った場合は、払出時に配当金の支払いや譲渡があったものとして配当割や株式等譲渡所得割が課税されます。

事業税

事業を行う場合には、道路など各種の公共施設を利用するなどの公共サービスを受けています。この税金は、その経費の一部を負担していただくもので、個人に課税される個人事業税と法人に課税される法人事業税とがあります。

個人事業税

◆ 納める人と納める額

県内で次の事業を営んでいる個人に課税されます。

区分	事業の種類	納める額
第一種事業	物品販売業、製造業、飲食店業、不動産売買業、不動産貸付業、運送業、駐車場業、請負業など	課税所得額の5/100
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものは課税されません)	課税所得額の4/100
第三種事業	医業、歯科医業、理容業、美容業、コンサルタント業、デザイン業、クリーニング業など	課税所得額の5/100
	あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業など	課税所得額の3/100

◆ 各種控除

損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除、事業専従者給与(控除)、事業主控除(年290万円)が所得の計算上控除されます。

◆ 申告と納税

1 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 年の途中で事業をやめた場合は、やめた日から1か月以内(死亡により事業をやめたときは4か月以内)に申告してください。
- (3) 所得税の確定申告書、または道府県・市町村民税の申告書を提出された場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。
この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、または道府県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

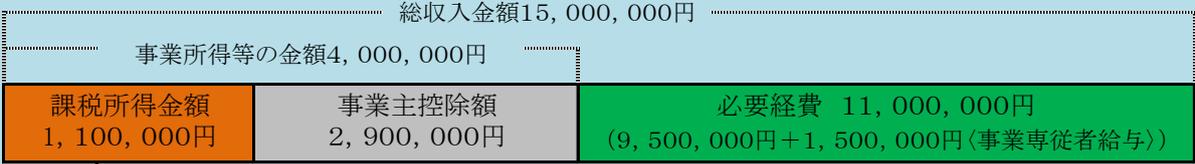
2 納税

県から送付される納税通知書によって、8月31日まで(第1期分)、11月30日まで(第2期分)の2回に分けて納めることになっています。

なお、税額が10,000円以下の場合は、第1期分にその全額を納めることになっています。

個人事業税の計算方法

(例) 夫婦で飲食点を経営し、昨年の年間収入は1,500万円(必要経費950万円)でした。また、青色申告を行っており、妻には150万円の給与を支給しました。この場合の個人事業税はいくらになりますか？



個人の事業税額・・・1,100,000円×5%=**55,000円**

〔 8月(第1期分) : 28,000円 〕
〔 11月(第2期分) : 27,000円 〕

法人事業税

◆ 納める人

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人

(人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業または法人課税信託の引受けを行うもの、法人課税信託の引受けを行う個人を含む。)

◆ 納める額

区 分	法人の種類	所得等の区分	税 率						
			H26.9.30 以前 ※4	H26.10.1 から H27.3.31	H27.4.1 から H28.3.31	H28.4.1 から R1.9.30	R1.10.1 以後		
所得・清算所得を課税標準とするもの	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%		3.5%	
			軽減税率適用法人	年400万円を超え800万円以下の所得	4%	5.1%		5.3%	
			軽減税率不適用法人 ※1	年800万円を超える所得及び清算所得 ※2	5.3%	6.7%		7.0%	
	特別法人 協同組合 信用組合 医療法人 等	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%		3.5%	
			軽減税率適用法人	年400万円を超える所得及び清算所得 ※2	3.6%	4.6%		4.9%	
			軽減税率不適用法人 ※1	所得及び清算所得 ※2					
収入金額を課税標準とするもの	電気・ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.7%	0.9%		1.0%		
外形標準課税法人 【所得割＋付加価値割＋資本割の合算額】	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
			軽減税率適用法人	年400万円を超え800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
			軽減税率不適用法人 ※1	年800万円を超える所得及び清算所得 ※2	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
		付加価値割	付加価値額 (報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益)	0.48%		0.72%	1.2%		
		資本割	資本金等の額	0.2%		0.3%	0.5%		

○ 地方法人特別税・特別法人事業税 ※3

法人の種類	課税標準	税率				
		H26.9.30 以前 ※4	H26.10.1 から H27.3.31	H27.4.1 から H28.3.31	H28.4.1 から R1.9.30	R1.10.1以後 ※5
外形標準課税法人以外の法人	普通法人	81%	43.2%			37.0%
	特別法人		43.2%			34.5%
外形標準課税法人		148%	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%
収入金額を課税標準とする法人		81%	43.2%			30.0%

(注) ※1 軽減税率不適用法人は、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人が該当します。

※2 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

※3 地方法人特別税、特別法人事業税とは、法人事業税に併せて申告納付する国税です。

※4 平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度について適用されます。

※5 地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度を以て廃止され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が創設されます。

◆ 申告と納税

申告の種類	納める額	申告納付期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人等)	予定申告	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告 (連結法人を除く)	
確定申告	(所得金額等×税率)－中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内 (申告期限の延長が承認された場合を除く)
修正申告	申告した所得金額に不足額があることを発見したとき	すみやかに提出
	申告後に税務署の更正又は決定を受けたとき	

備考1 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納税することになっています。

2 申告と納税などは、法人県民税とあわせて行うことになっています。

不動産取得税

この税金は、不動産(土地・家屋)の取得に対して課税されるものです。

◆ 納める人

土地や家屋を取得した者



◆ 納める額

取得したときの不動産の価格(※1) × 税率(※2)

※1 令和3年3月31日までに宅地評価土地を取得したときは、土地の価格が2分の1になります。

※2 税率は、下表のとおり適用されます。

不動産(土地・家屋)の取得日	土 地	住 宅	住宅以外の家屋
平成20年4月1日から 令和3年3月31日まで	3%	3%	4%

1 不動産の価格

- (1) 土地や家屋を売買・交換・贈与などにより取得した場合
原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。
- (2) 新築や増改築した家屋または造成などが行われた土地を取得した場合
県または市町村が調査して固定資産評価基準により評価した価格をいいます。

2 不動産の取得

法務局の登記の有無、また有償・無償にかかわらず、法律上の原因に基づいて不動産の所有権を現実
に取得することをいいます。取得の原因には、例えば、売買、交換、贈与、新築、増築、改築などがあります。

◆ 申告と納税

1 申 告

不動産を取得した日から60日以内に申告書を提出することになっています。

2 納 税

県から送付される納税通知書により定められた期限までに納めることになっています。

◆ 免税点

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- (1) 取得した土地の価格 10万円未満の場合
- (2) 新築した家屋の価格または増築もしくは改築したときの価格 23万円未満の場合
- (3) 売買・交換・贈与などにより取得した家屋の価格 12万円未満の場合

◆ 非課税(主なもの)

- (1) 相続や法人の合併により不動産を取得したとき
- (2) 保安林・墓地または公共の用に供する道路・運河用地・水道用地・用悪水路・ため池・堤とうなどの用に
供するための土地を取得したとき
- (3) 土地改良法による土地改良事業の施行に伴う換地、または同法による農用地の交換分合により土地を
取得したとき
- (4) 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に伴う換地を取得したとき

不動産取得税の計算方法

- 1 令和元年5月に「価格」1,500万円の新築住宅(課税の特例①(次ページ)の要件を満たすもの)を建てました。
この住宅に対する不動産取得税は、いくらになりますか？

$$(1,500\text{万円} - 1,200\text{万円}) \times 3\% = 9\text{万円}$$

(価格) (控除額) (税率) (納付すべき税額)

- 2 令和元年5月に土地を取得し、その上に令和元年8月に新築住宅(課税の特例①(次ページ)の要件を満たすもの)
を建てました。この土地に対する不動産取得税は、いくらになりますか？

- ・土地の面積 400㎡(宅地)
- ・土地の固定資産課税台帳の登録価格 800万円
- ・新築住宅の延床面積 120㎡

(1) 減額前の税額 800万円 × 1/2 × 3% = 12万円

(価格) (注) (税率) (税額)

(注) 宅地評価土地を取得していますので、
土地の価格が1/2になります。

(2) 新築住宅用と (800万円 × 1/2 ÷ 400㎡) × (120㎡ × 2 → 200㎡) × 3% = 6万円
しての減額 (注)

(3) 納付すべき税額 12万円 - 6万円 = 6万円
(1) - (2)

◆ 課税の特例

(主として住宅及び住宅用土地の取得についてのもの)

区分	要件	控除または減額の額																	
住宅の課税標準の特例	① 新(増・改)築住宅 次の要件に該当する住宅を建築により取得した場合 ○住宅部分(※)の床面積が50㎡(戸建住宅以外の貸家住宅にあつては40㎡)以上240㎡以下のもの (※) 住宅用の車庫、物置等も含まれます。また、増改築の場合は既存部分とあわせた部分になります。	左の要件を満たす場合、家屋の価格から1戸につき1,200万円(※)が控除されます。 ○価格が1,200万円未満である場合は、その額が限度です。 ○一戸建て以外の住宅については、独立した区画ごとに控除されます。 ※「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定された「長期優良住宅」として認定を受け、特例適用要件を満たす住宅を令和2年3月31日までに新築により取得した場合は1,300万円となります。																	
	② 中古住宅 次のすべての要件に該当する中古住宅を個人が取得した場合 1 個人が自己の居住用として取得したもの 2 床面積が50㎡以上240㎡以下のもの 3 次のいずれかの要件に該当するもの (1) 昭和57年1月1日以後に新築されたもの (2) 昭和56年12月31日以前に新築された家屋のうち、取得した日前2年以内に建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準に適合していることの証明がされているもの (※) 平成26年4月1日以降に耐震基準に適合していない中古住宅を取得し、取得した日から6月以内に、耐震改修を行い、耐震基準に適合していることの証明を受け、取得した個人が自ら居住した場合についての軽減措置があります。	新築された時期に応じ、家屋の価格から次の額が控除されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和29年7月1日～昭和38年12月31日</td> <td>(※)100万円</td> </tr> <tr> <td>昭和39年1月1日～昭和47年12月31日</td> <td>(※)150万円</td> </tr> <tr> <td>昭和48年1月1日～昭和50年12月31日</td> <td>(※)230万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年1月1日～昭和56年6月30日</td> <td>(※)350万円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年7月1日～昭和60年6月30日</td> <td>(※)420万円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日～平成元年3月31日</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日～平成9年3月31日</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成9年4月1日以後</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> (※)左の3(2)の要件をご確認ください。	新築された日	控除額	昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	(※)100万円	昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	(※)150万円	昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	(※)230万円	昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	(※)350万円	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	(※)420万円	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円	平成9年4月1日以後
新築された日	控除額																		
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	(※)100万円																		
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	(※)150万円																		
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	(※)230万円																		
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	(※)350万円																		
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	(※)420万円																		
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円																		
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円																		
平成9年4月1日以後	1,200万円																		
住宅用地の減額	③ 新築住宅用土地 上記①の新築住宅の土地を取得した場合で、次の要件に該当するとき ①土地を取得した日から3年以内(※)に、その土地の上に住宅が新築されたときで、次の⑦または⑧に該当する場合 ⑦土地を取得した者が、その土地を住宅の新築の時まで引き続き所有しているとき ⑧土地を取得した者が、土地を譲渡し、当該土地の譲受人が住宅を新築したとき (※)令和2年3月31日までの土地の取得に限る ②土地を取得した日前1年以内に、その土地の上に住宅を新築していたとき	取得した土地の税額から、次のいずれか多い方の額が減額されます。 ○45,000円 ○土地1㎡当たりの価格(備考4) × 住宅の床面積の2倍(一戸につき200㎡が限度) × 3/100																	
	④ 新築(土地付建築未使用)住宅用土地 自己居住用 ○自己居住用の土地付新築未使用住宅(上記①に該当する住宅に限る。)を取得したとき ○土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地を取得した日から1年以内に、その土地の上にある住宅を取得したとき、または、土地を取得した日前1年以内に、その土地の上にある住宅を取得していたとき 自己居住用以外 ○自己居住用以外の土地付新築未使用住宅(上記①に該当する住宅)を新築後1年以内に取得したとき																		
	⑤ 中古住宅用土地 上記②((※)の場合を除く)の中古住宅の敷地を取得した場合で、次の要件に該当するとき ○住宅の取得が土地を取得した日から1年以内のとき ○住宅の取得が土地を取得した日前1年以内のとき																		

- 備考 1 その他公共事業のために不動産を収用され、または譲渡し、それに代わるものと認められる不動産をその収用等の日から2年以内に取得した場合などについても、課税の特例があります。
- 2 上記の課税の特例の適用を受けるためには、事実を証する書類を添えて特例適用の申告書を地方振興局県税部に提出しなければなりません。なお、住宅用の土地の減額について、あわせて減額申請書を提出する必要があります。
- 3 上記③～⑤のうち、③の①を除き、住宅と住宅用土地の取得者が異なる場合には、この軽減措置は適用されません。
- 4 宅地評価土地の場合は、その価格に2分の1を乗じた後の1㎡当たりの価格です。

三世代同居・近居住宅を取得した場合の特例措置

福島県では、子育て支援策の一環として、子どもや孫を育てやすい環境の確保に寄与するため、県内に三世代以上の方が同居又は近居する住宅を取得した場合、住宅に係る不動産取得税の一部を軽減いたします。

◆取得の期間

平成29年4月1日から令和2年3月31日までに取得した場合に対象となります。

◆取得の要件

○三世代以上の方が同居する場合

住宅を取得した日において、取得者及び18歳未満の方を含む三世代以上の直系親族^{※1}の方が、取得した住宅に居住すること。

○三世代以上の方が近居する場合

住宅を取得した日において、取得者及び18歳未満の方を含む三世代以上の直系親族^{※1}の方が、取得した住宅及び近居する住宅^{※2}に居住すること。

※1 直系親族とは、取得者、その父母、祖父母、子、孫などをいいます。

直系親族の他、取得者の3親等内の親族の方も対象となります。

※2 近居する住宅とは、取得した住宅の敷地からの直線距離が2km以内にある住宅をいいます。

◆軽減の内容

取得した住宅に係る不動産取得税の税率が2分の1（3%→1.5%）となります。

※ 軽減額が30万円を超える場合は、30万円が軽減額の上限となります。

＜軽減の例＞

固定資産評価額が15,000,000円の三世代住宅を取得した場合。

（住宅特例控除12,000,000円が適用される場合。）

住宅特例控除：15,000,000円 - 12,000,000円 = 3,000,000円（課税標準額）

本来の税額：3,000,000円 × 3.0% = 90,000円

納付すべき額：3,000,000円 × 1.5% = 45,000円（不均一課税）

軽減される額：90,000円 - 45,000円 = 45,000円

◆申請期限等

住宅を取得した日から60日を経過する日までに、申請に必要な書類を福島県各地方振興局県税部に提出してください。

◆注意事項

- ・福島県内の住宅を取得した場合に限ります。
- ・取得した日において三世代を形成していることが要件となります。
- ・中古住宅を取得した場合は、一定の要件を満たす必要があります。
- ・物置、車庫などの附属家屋に係る不動産取得税は軽減対象となりません。
- ・取得した住宅の敷地（土地）に係る不動産取得税は軽減対象となりません。
- ・三世代以上の方とそれ以外の方が共同で取得した場合は、持分により軽減されます。

◆申請に必要な書類など詳しくは、福島県税務課のホームページをご覧ください。か、福島県各地方振興局県税部又は税務課へお問い合わせください。

ちょっと役立つ

豆知識6



Q：不動産に関係のある税金にはどのようなものがありますか。

A：それぞれの場合に応じて、以下のような税金がかかります。

	取得した場合	登記した場合	所有(保有)している場合	譲渡した場合
国税	相続税 贈与税	登録免許税	地価税	所得税
県税	不動産取得税	—	—	県民税
市町村税	特別土地保有税	—	固定資産税 都市計画税 特別土地保有税	市町村民税

自動車税※

この税金は、自動車という財産の所有に対して課税される財産税の一種ですが、道路を使用することに対しての整備費や教育・産業の振興などのために使われています。

※ 令和元年10月1日から「自動車税種別割」に名称が変わります。(21ページ参照)

◆ 納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

(割賦販売等でディーラー等の売主が所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。)

◆ 納める額

自動車の種類、用途、排気量などによって年税額(4月～翌年3月の1年間)が定められています。ただし、年度の途中で廃車や新規登録をした場合は、月割りの税額になります。

区 分	納 め る 税 額
4月1日現在、所有している場合(注)	年税額(主なものは下表のとおり)
4月1日後に廃車した場合	4月から廃車した月までの分
新規登録した場合	新規登録した月の翌月から3月までの分

(注) 4月1日(賦課期日)現在の所有者に1年分の税額が課税されます。



◆ 申告と納税

1 申 告

自動車を購入・廃車・登録事項の変更などをしたときは、そのつど、登録するときに自動車税申告書を提出します。

2 納 税

県から送付される納税通知書により、5月末日までに納めます。

(末日が土・日曜日の場合は翌月曜日まで)

ただし、4月1日後に新規登録した場合は、申告のときに月割りで納めます。

車を売買したとき、使用をやめたとき、住所を変更したときなどは、管轄の運輸支局で登録変更等の手続きをしましょう。手続きを忘れると、使用していない車に税金が課されるなどのトラブルの原因ともなります。

身体障がい者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合は、申請により自動車税の減免を受けることができます。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

自動車税は、コンビニや、インターネットを利用してクレジットカードでも納付できます。(詳しくはP28をご覧ください。)

◆ 自動車税年税額一覧表(主なもの)

区 分	年 税 額			
	営 業 用	自 家 用		
乗 用 車	総排気量 10以下	7,500円	29,500円	
	10超～1.50以下	8,500円	34,500円	
	1.50超～20以下	9,500円	39,500円	
	20超～2.50以下	13,800円	45,000円	
	2.50超～30以下	15,700円	51,000円	
	30超～3.50以下	17,900円	58,000円	
	3.50超～40以下	20,500円	66,500円	
	40超～4.50以下	23,600円	76,500円	
	4.50超～60以下	27,200円	88,000円	
ト ラ ッ ク	60超	40,700円	111,000円	
	最大積載量 1トン以下	6,500円	8,000円	
	1トン超～2トン以下	9,000円	11,500円	
	2トン超～3トン以下	12,000円	16,000円	
	3トン超～4トン以下	15,000円	20,500円	
	4トン超～5トン以下	18,500円	25,500円	
	5トン超～6トン以下	22,000円	30,000円	
	6トン超～7トン以下	25,500円	35,000円	
	7トン超～8トン以下	29,500円	40,500円	
最大乗車定員が4人以上であるもの (貨客兼用車)	最大積載量1トン以下で総排気量10以下	10,200円	13,200円	
	10超～1.50以下	11,200円	14,300円	
	1.50超	12,800円	16,000円	
バ ス	一般乗合用	その他		
	乗車定員 30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
	30人超～40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
	40人超～50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
	50人超～60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
	60人超～70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
	70人超～80人以下	25,500円	57,000円	74,000円
80人超	29,000円	64,000円	83,000円	

◆ 納税証明書

納税証明書は、車検証と一緒に保管してください。

車検更新時における自動車税の納税確認について、平成27年4月から運輸支局において電子的に行うことが可能となり、納税証明書の提示が省略できます。

ただし、納付後、運輸支局で納税確認ができるまでに最大2週間程度かかります。納付後すぐに車検を受ける場合は、納税証明書を運輸支局にご提示ください。

自動車税 Q&A

毎年、自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。次のようなことに注意して、快適なドライブをしましょう。

Q 手放した自動車の納税通知書が届いたのですが、どうしてでしょうか？

A 自動車税は4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されます。

移転や抹消の登録が行われていないと、もとの所有者に課税されますので、自動車を下取りに出したり、他人に譲ったときには、必ず移転または抹消の手続きをしましょう。

Q 車検切れで使用していませんが、自動車は課税されるのでしょうか？

A 車検切れであっても、自動車としての機能を失っていない限り、自動車税が課税されます。

壊れて動かなくなったり、使用しなくなった車は、運輸支局で抹消の手続きをすれば、翌月から課税されなくなります。なお、すでに年税額を納めている場合には、抹消した翌月以降の税金は返ってきます。

Q 住所が変わって住民票を移したのに、納税通知書が届きませんが、どうしてでしょうか？

A 自動車税の納税通知書は、運輸支局に登録されている住所にお送りしています。

住所が変わったときには、必ず運輸支局で変更手続きをしましょう。(住所の表記は詳しく正確をお願いします。)

自動車税のグリーン化税制(環境配慮型税制)

環境に優しい自動車の開発や普及を促すため、平成14年度から自動車税のグリーン化税制が実施されております。このため、環境負荷の大きい自動車は税率が加重され、環境負荷の小さい自動車は税率が軽減されます。

◆ 税率が高くなる自動車

次の自動車については、**通常の税率より概ね15%自動車税が加重されます。**

(バス及びトラックについては、概ね10%に据え置かれます。)

区 分	初年度登録の時期	適用期間
ディーゼル車	平成20年3月以前	重課税率適用済み
	平成20年4月～平成21年3月	令和2年度課税分から
ガソリン車・LPG車	平成18年3月以前	重課税率適用済み
	平成18年4月～平成19年3月	令和2年度課税分から

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車については、加重されません。

◆ 税率が低くなる自動車

平成31年度(令和元年度)に新車登録された、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、**登録の翌年度1年間に限り**、税率が軽減されます。

対象となる自動車		税率
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車		概ね75%軽減
平成17年排出ガス基準+75%低減達成 	平成32年度燃費基準+30%達成車 	
又は 平成30年排出ガス基準+50%低減達成車 	平成32年度燃費基準+10%達成車 	概ね50%軽減

NPO法人等の減免(平成26年度～)

NPO法人等が所有し、専ら「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に規定する事業のために使用する自動車で一定の要件を満たした場合、自動車税が減免されます。

自動車取得税※

この税金は、道路等の行政サービスから得る利益に着目するとともに、環境への配慮の必要から、自動車の取得に対して課税されるものです。

※ 令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、「自動車税環境性能割（県税）」（21ページ参照）と「軽自動車税環境性能割（市町村税）」が創設されます。

◆ 納める人

自動車（特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した者
（割賦販売等でディーラー等の売主が所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆ 納める額

自動車の取得価額の・・・ 3 / 100 （営業用自動車と軽自動車は 2 / 100）

※ 自動車の取得価額には、自動車を取得する際にエアコン、カーナビ等の取付用品（付加物）を併せて取得した場合には、その価額も含まれます。

◆ 免税・非課税

次の取得に対しては課税されません。

- (1) 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- (2) 相続による取得
- (3) 法人の合併または一定の分割による取得
- (4) 所有権留保付で売買された自動車で、代金完済などにより、所有権が買主へ移転した場合の取得
- (5) 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないことなどの理由で取得の日から1か月以内にその自動車販売業者に返還した場合



<エコカー減税等(主なもの)>

軽減措置等対象車	排出ガス要件	燃 費 要 件	措 置 内 容	
			新車の取得	中古車の取得
電気自動車、燃料電池車	—	—	非課税	取得価額から45万円控除
プラグインハイブリッド自動車	—	—		
天然ガス自動車	(H30規制適合又はポスト新長期規制からNox10%低減)	—		
クリーンディーゼル乗用車	(H30規制適合又はポスト新長期規制適合)	—		
ガソリンハイブリッド乗用車 ガソリン乗用車 L P G	★★★★ (H17年排出ガス基準75%低減達成又はH30年排出ガス基準50%低減達成車)	平成32年度燃費基準+40%達成	非課税	取得価額から45万円控除
		平成32年度燃費基準+30%達成	税率を50%軽減	取得価格から35万円控除
		平成32年度燃費基準+20%達成	税率を50%軽減	取得価額から25万円控除
		平成32年度燃費基準+10%達成	税率を25%軽減	取得価額から15万円控除
		平成32年度燃費基準達成	税率を20%軽減	取得価額から5万円控除

◆ 申告と納税

次に掲げる日までに申告し、納めます。

- 新規登録または使用の届出をすべき自動車を取得した場合・・・その登録または届出のとき
 - 移転登録をすべき自動車を取得した場合・・・その登録をすべき事由があった日から15日以内
(その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき)
 - その他の自動車を取得した場合・・・取得の日から15日以内
- (注) 申告を代理人等に委託したときは、必ずその控えを受け取り、内容をよく確認してください。

◆ 市町村への交付

県に納付された自動車取得税の66.5 / 100の金額は、管理する市町村道の延長及び面積に応じ、県内の市町村に交付されます。

身体障がい者等の減免

自動車税と同様に、一定の要件に該当する身体障がい者の方などが使用する自動車や構造変更をした自動車の取得については、登録の際に申請すると自動車取得税が減免されます。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

自動車税 種別割

令和元年10月1日からの消費税率引上げに伴い、自動車税に新たな税区分として種別割が設けられます。

自家用自動車に係る税率を除き、税の性格や課税のしくみなどは、現行の自動車税と同じです。

◆ 税率(自家用乗用車)

平成31年度税制改正により、令和元年10月1日以後に初回新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)については、次の表のとおり、小型車を中心に自動車税種別割の税率が引下げられました。

なお、自家用乗用車以外については、現行の自動車税と同じ税率です。

区 分		年 税 額	
		新 税 率	旧 税 率 (参 考)
自 家 用 乗 用 車	総排気量 10以下	25,000円	29,500円
	〃 10超～1.50以下	30,500円	34,500円
	〃 1.50超～2.00以下	36,000円	39,500円
	〃 2.00超～2.50以下	43,500円	45,000円
	〃 2.50超～3.00以下	50,000円	51,000円
	〃 3.00超～3.50以下	57,000円	58,000円
	〃 3.50超～4.00以下	65,500円	66,500円
	〃 4.00超～4.50以下	75,500円	76,500円
	〃 4.50超～6.00以下	87,000円	88,000円
	〃 6.00超	110,000円	111,000円

※ 旧税率 令和元年9月30日以前に初回新車新規登録を受けたものに係る税率(自動車税)

※ 新税率 令和元年10月1日以後に初回新車新規登録を受けたものに係る税率(自動車税種別割)

自動車税 環境性能割

令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税に新たな税区分として環境性能割が創設され、自動車の取得時に環境性能に応じて課税されます。

◆ 納める額

自動車の取得価額 × 税率 = 税額

※ 自動車の取得価額には、自動車を取得する際にエアコン、カーナビ等の取付用品(付加物)を併せて取得した場合には、その価額も含まれます。

◆ 税率(自家用乗用車の場合)

燃費基準値達成度等	排出ガス要件	燃 費 要 件	税率
電気自動車・燃料電池車	—	—	非課税
プラグインハイブリッド車	—	—	
天然ガス自動車	H30年排出ガス基準適合 又は ポスト新長期規制からNox10%低減	—	
クリーンディーゼル乗用車	H30年排出ガス基準適合 又は ポスト新長期規制適合	—	
ガソリンハイブリッド乗用車 ガソリン乗用車 L P G 車	★★★★ H17年排出ガス基準75%低減達成 又は H30年排出ガス基準50%低減達成	平成32年度燃費基準 + 20%達成	1% 2% 3%
		平成32年度燃費基準 + 10%達成	
		平成32年度燃費基準達成	
		上記以外	

◆ 税率の臨時的軽減措置

消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車(新車・中古車)を取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます。

◆ 市町村への交付

県に納付された自動車税環境性能割の44.65/100の金額は、管理する市町村道の延長及び面積に応じ、県内の市町村に交付されます。

◆ その他

免税点、非課税要件、申告・納税、減免などの取扱いは、自動車取得税と同じです。

鉱 区 税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利(鉱業権)を与えられていることに対する負担として課税されるものです。

◆ 納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

◆ 納める額

- 砂鉱を目的としない鉱区 (試掘鉱区) 面積100アールごとに年額200円
(採掘鉱区) 面積100アールごとに年額400円
ただし、石油または可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の税率の2/3となります。
- 砂鉱を目的とする鉱区 面積100アールごとに年額200円

◆ 申告と納税

- 1 申告 納税義務が発生または消滅した日から7日以内に申告することになっています。
- 2 納税 県から送付される納税通知書により、5月31日までに納めることになっています。

県固定資産税

この税金は、本来は市町村税ですが、ダムや大工場など一定限度以上の大規模施設等の償却資産に対して県が課税するものです。

◆ 納める人

一定限度以上の償却資産の所有者

◆ 納める額

償却資産の価格のうち、市町村が課すべき金額を超える部分の金額の …… 1.4/100

◆ 申告と納税

- 1 申告 償却資産の所在地の市町村長に、1月31日までに申告することになっています。
- 2 納税 県から送付される納税通知書により、4月、7月、12月及び翌年2月に納めることになっています。

地方消費税

この税金は、消費税(国税)と同様に、商品の売上げやサービスの提供などに対して課税されるもので、県内で商品の購入などを行う消費者のみなさんに県や市町村の公共サービスの経費を広く負担していただくものです。

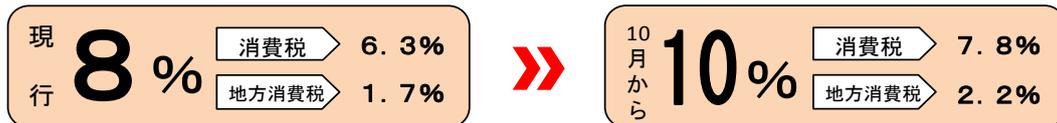
◆ 納める人(消費税と同じです。)

- 譲渡割 …… 課税資産の譲渡などを行った事業者
- 貨物割 …… 課税貨物を保税地域から引き取った者

※「保税地域」：関税法により財務大臣が指定し、または税関長が許可した場所で、空港・港などで外国貨物の積卸し、運搬又は一時蔵置できる場所のことをいいます。

◆ 納める額

消費税の税額の …… 17/63 (令和元年10月1日から22/78)



◆ 申告と納税

当分の間、消費税とあわせて国(税務署・税関)に申告して、納めることになっています。
なお、国は、納められた地方消費税額を、税務署や保税地域の所在する都道府県に後日払い込みます。

◆ 都道府県間の清算

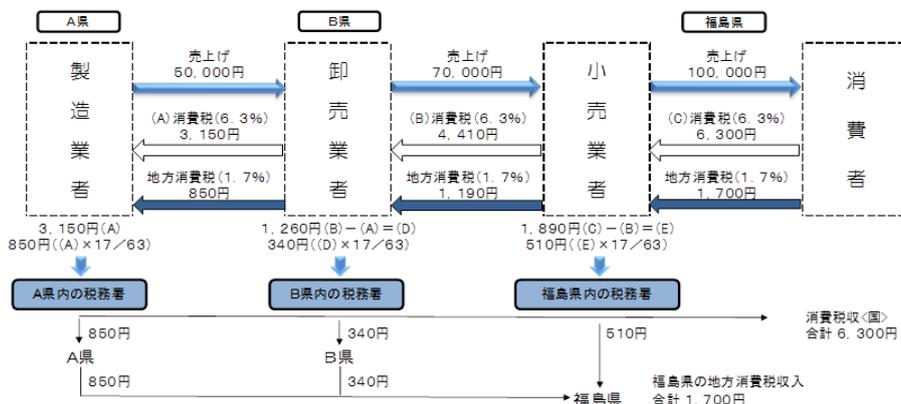
地方消費税は、事業者の住所または本社所在地の税務署や保税地域が所在する都道府県に払い込まれることとされています。

このため、消費が実際に行われた(最終消費地の)都道府県の税収となるように、消費に関連した一定の統計に基づいて、都道府県間で清算を行います。

◆ 市町村への交付

都道府県間の清算を行ったあと、その額の1/2の金額は、県内の市町村に交付されます。

◆ 地方消費税のしくみ (消費税6.3%・地方消費税1.7%の場合)



消費税の「軽減税率制度」が始まります

令和元年10月から、消費税率（消費税率＋地方消費税率）の引上げに伴って、「軽減税率制度」が実施されます。特定の要件を満たして軽減税率が適用された場合、消費税と地方消費税を併せた税率が、引上げ前と同じ8%となります。

◆制度開始の時期

令和元年10月1日

◆適用の要件（対象）

●飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産（おまけ程度のおもちゃ付きお菓子等）を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。

また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

●新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

◆適用後の税率

	標準税率	軽減税率	
消費税（国）	7.8%	6.24%	} 税率の合計が引上げ前と同じ8%
地方消費税	2.2%	1.76%	

◆帳簿及び請求書等の取扱い

●区分記載請求書等保存方式（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率になりますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。

また、これまで消費税の仕入税額控除を適用するためには、帳簿及び請求書等の保存が要件とされてきましたが、令和元年10月1日以降は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。

●適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受けた課税事業者から交付を受けた適格請求書などの請求書等の保存が、仕入税額控除の適用を受けるための要件となります。

なお、適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります、その登録申請は、令和3年10月1日からとなります。

◆軽減税率対策補助金

複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修、請求書等の作成に係るシステムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。 ※下記「各お問合わせ先」参照

◆各お問合わせ先

軽減税率制度等に関してのお問合せは、以下に御連絡ください。

●軽減税率制度のご相談

消費税軽減税率電話相談センター 0570-030-456（専用ダイヤル）

●軽減税率対策補助金のご相談

軽減税率対策補助金事務局 0120-398-111（フリーダイヤル）

●転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関するご相談

消費税価格転嫁等総合相談センター 0570-200-123（専用ダイヤル）

軽油引取税

この税金は、道路等の行政サービスから得る利益に着目するとともに、環境への配慮の必要から、軽油の引取りに対して課税されるものです。

◆ 納める人

- 特約業者・元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取り(購入)を行った者
- 特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する者

元売業者とは …… 軽油の製造業者、輸入業者または販売業者で、総務大臣が元売業者として指定した者
特約業者とは …… 元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が特約業者として指定した者

◆ 納める額

1キロリットルにつき、32,100円(特例税率)

※ 平成22年度税制改正により、ガソリン価格の高騰が続いた場合には、特例税率の適用を停止し、本則税率(1キロリットルにつき15,000円)とする措置が講じられていましたが、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

◆ 申告と納税

次に掲げるときまでに県に申告して、納めることになっています。

- 特約業者・元売業者 …… 引取り(購入)を行った者から販売代金とあわせて受け取り、軽油の納入地の所在する都道府県に毎月分を翌月末日まで
- 上記以外で軽油を輸入する者 …… 軽油を輸入するときまで

◆ 課税免除(免税軽油)

石油化学製品製造業をはじめ、船舶、鉄道、農業、林業など、法令で定める特定の事業を営む者が同法令で定める特定の用途に軽油を使用する場合は、一定の手続きにより、課税が免除されます。

※ 「石油化学製品製造業」以外の用途については、令和3年3月31日までの措置とされています。

● 免税の手続きについて

- 1 免税になる軽油を使用する人は、あらかじめ地方振興局県税部に申請して免税軽油使用者証の交付を受けます。
- 2 免税軽油使用者証を添えて地方振興局県税部に免税証の交付を申請し、免税証の交付を受けます。
- 3 軽油を購入するときに、指定した販売店に免税証を渡すと、軽油引取税のかからない価格で購入することができます。

※ 免税制度の適正な運営を図るため、免税軽油の引取等に係る報告が必要です。

軽油以外の燃料に対する課税

■ 軽油引取税は、軽油以外の燃料でも、地方税法に規定する「燃料炭化水素油」を自動車の内燃機関の燃料として販売、または消費した場合にも課税されます。

■ 灯油やA重油または軽油に灯油やA重油その他のものを混ぜたものなどを自動車の燃料として販売したり消費したりしたときは、販売した者や消費した者に対して、その全量について課税されます。

※ 灯油やA重油には、正規の軽油と区別するためにあらかじめ識別剤が添加されています。

★ 不正軽油は、悪質な脱税行為であり、重大な犯罪です。★

不正軽油の製造や販売が疑われる情報がありましたら、
県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

【県庁税務課】 TEL 024-521-7205 FAX 024-521-7905

メールアドレス zeimu@pref.fukushima.lg.jp

【地方振興局県税部】 最終ページをご覧ください。

- パソコンからの情報提供も受け付けています。

福島県軽油引取税

検索

情報は守秘しますので、
ご安心ください。

軽油は県内でお買い求めください。

軽油引取税は、軽油の納入地の所在する都道府県の収入となります。



ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

◆ 納める人

ゴルフ場を利用した者

◆ 納める額

ゴルフ場の等級に応じ、利用者1人1日につき、右表の金額となります。
(等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準として定めています。)

等級	1人1日につき
1級	1,200円
2級	1,100円
3級	1,000円
4級	900円
5級	800円
6級	700円
7級	650円
8級	550円
9級	500円
10級	400円
11級	350円

◆ 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、利用した者から料金とあわせて受け取り、毎月分を翌月末日までに申告して、県に納めます。

◆ 非課税

次のゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税が課税されません。

ただし、非課税利用者申込書をゴルフ場に提出するとともに、

(1)は免許証・障害者手帳等を提示し、(2)(3)は県知事または学校長等の証明書を提出することになります。

- (1) 18歳未満の者、70歳以上の者または障がい者の利用
- (2) 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技としての利用
- (3) 学生、生徒もしくは児童またはこれらの者を引率する教員の学校教育活動としての利用

◆ 市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の10分の7相当の金額は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

県たばこ税

この税金は、たばこの消費に対して課税される税金で、みなさんがたばこを購入するときにその代金の中に含まれるものです。

◆ 納める人

製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(輸入業者)及び卸売販売業者

◆ 納める額

紙巻たばこ (一般品)	1,000本につき	930円
紙巻たばこ (旧3級品)	1,000本につき (R1.10.1から)	656円 (930円)

※ 「旧3級品」とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールドンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄です。



◆ 申告と納税

毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、県に納めます。

◆ その他

国と市町村にも、同じように一定の金額がたばこ税として納められます。

ちょっと役立つ

豆知識7



紙巻たばこ一箱には、これだけの税金がかかります。

たばこ 1箱 20本入、480円

消費税 27円98銭 5.8%

20本入り定価480円の紙巻たばこ一箱の中には、約300円の税金が含まれています。

原材料費等 179円57銭 37.4%	地方消費税 7円57銭 1.6%	たばこ特別税 16円40銭 3.4%	市町村たばこ税 113円84銭 23.7%	県たばこ税 18円60銭 3.9%
	たばこ税(国税) 116円04銭 24.2%			

狩 獵 税

この税金は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、鳥獣の保護及び狩猟行政の費用に充てられるものです。

◆ 納める人

狩猟者の登録を受ける者

◆ 納める額

区 分		納める額
第1種銃猟免許 (散弾銃・ライフル銃)	①県民税の所得割の納付を要する者 ②県民税の所得割の納付を要しない者のうち、所得割の納付を要する者の控除対象配偶者及び扶養親族(農業等に従事する者を除く)	16,500円
	上記以外の者(軽減税率適用(注))	11,000円
網猟免許 または わな猟免許	①県民税の所得割の納付を要する者 ②県民税の所得割の納付を要しない者のうち、所得割の納付を要する者の控除対象配偶者及び扶養親族(農業等に従事する者を除く)	8,200円
	上記以外の者(軽減税率適用(注))	5,500円
第2種銃猟免許(空気銃)		5,500円

(注) 軽減税率の適用を受けるためには、住所地の市町村が発行する当該年度の県民税の所得割がない旨等の証明書の添付が必要となります。

◆ 特例制度

平成27年4月1日から令和6年3月31日までに受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当するものの税率は、「非課税」または上記税率の「2分の1」となります。

狩 猟 登 録 者 の 区 分	特 例 措 置
対象鳥獣捕獲員	非課税
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	非課税
有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲に従事した者(注)	税率2分の1

(注) 「狩猟者登録を申請する前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて、当該許可に係る鳥獣捕獲を行った者及び当該許可者に従事した者」に該当する場合、特例措置が適用されます。

◆ 納 税

狩猟者の登録を受けるときに、狩猟者登録申請書に県の証紙を貼って、納めることになっています。

産 業 廃 棄 物 税

この税金は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用の一部に充てられる法定外目的税です。

◆ 納める人

産業廃棄物を排出した事業者

◆ 納める額

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円

◆ 申告と納税

埋立処分を委託された最終処分者が、排出した事業者から処理料金とあわせて受け取り、1～3月、4～6月、7～9月、10～12月の期間ごとの産業廃棄物税について、それぞれの期間の翌月末日までに、県に申告して納めることになっています。

なお、産業廃棄物を自ら埋立処分する場合は、自ら県に申告して納めます。

県税の申告と納税

税目	申告期限	納税の時期と方法	
個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入
	給与所得者以外の者は3月15日	6月・8月・10月・翌年1月 市町村によって異なる場合があります	普通徴収
法人県民税	事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	〃	申告納入
県民税配当割	配当等を支払った翌月10日	〃	〃
県民税株式等譲渡所得割	1年分を翌年1月10日	〃	〃
個人事業税	3月15日	8月及び11月	普通徴収
法人事業税	事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
自動車税	取得・廃車または変更のつど	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
自動車取得税	登録・新規検査及び届出のとき	申告と同じ	申告納付 (証紙徴収)
鉱区税	納税義務の発生または消滅の日から7日以内	5月	普通徴収
固定資産税	1月31日	4月・7月・12月・翌年2月	〃
地方消費税	譲渡割：事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内 個人の場合は翌年の3月末日まで(消費税と併せて)	申告と同じ	申告納付
	貨物割：課税貨物を保税地域から引取るとき(消費税と併せて)		
軽油引取税	毎月分を翌月末日 (特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する者は、輸入のときまで)	〃	申告納入(付)
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月末日	〃	申告納入
県たばこ税	毎月分を翌月末日	〃	申告納付
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	〃	証紙徴収
産業廃棄物税	3か月分を翌月(1月・4月・7月・10月)末日	〃	申告納入(付)

[用語の説明]

特別徴収

県に代わって勤務先の経営者等が税金を預かり、納税します。

普通徴収

県から納税者に直接納税通知書が送付され、その納税通知書により納税します。

申告納入

県に代わって勤務先の経営者等が税金を預かり、納める税金を申告のうえ、納税します。

申告納付

納税者自身が納める税金を申告のうえ、納税します。

証紙徴収

県が発行する証紙を購入することにより、証紙で税金を納税します。

納める場所

全国の支店 (指定金融機関)	東邦銀行
県内の全支店 (収納代理金融機関)	福島銀行、大東銀行、みずほ銀行、常陽銀行、秋田銀行、七十七銀行、 第四銀行、足利銀行、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、北日本銀行 商工組合中央金庫、県内各信用金庫、県内各信用組合 県内各農業協同組合、福島県信用漁業協同組合連合会 東北労働金庫、農林中央金庫
福島県、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県及び山形県の全支店	ゆうちょ銀行、郵便局
地方振興局県税部	福島県の各地方振興局県税部

※ 上記以外の金融機関からも納められる場合がありますが、手数料を請求される場合があります。
事前に金融機関にお問い合わせください。

自動車税の納税方法

●自動車税は、次の方法でも納めることができます。

※ 定期課税分(5月)の自動車税に限ります。また、納期限を過ぎると利用できない場合があります。

コンビニエンスストアで納付	くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、 デイリーヤマザキ、トモニー、ニューヤマザキデイリーストア、ファミマ、 ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショ ップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK(マルチメディアキオ スク)設置店(コンビニ以外の店舗を含む。無人端末機は除く。)
クレジットカードで納付	インターネットを利用して、専用サイトから納付できます。 [専用サイト] https://zei.fukushima.jp ※ クレジットカードでの納付は、インターネット上での手続きに限ります。 (金融機関、コンビニエンスストア、地方振興局県税部等では利用できません。)

口座振替による納税

●個人事業税については、電話料金や電気料金などと同じように、口座振替による納税制度があります。

この制度を利用されると、預金口座から自動的に納税されますので、大変便利です。ぜひ、ご利用ください。

〈口座振替のメリット〉

- ① 納期のつど、わざわざ金融機関に出かける必要がありません。
- ② 納め忘れを防ぐことができます。

[口座振替の手続き]

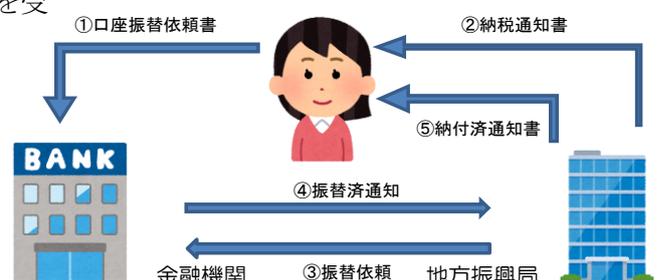
この制度を利用される方は、口座振替依頼書について
取り引きされている金融機関(福島県内に限る)で確認を受
けた後、地方振興局県税部に提出してください。

[取扱金融機関]

県内の銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合
など(ゆうちょ銀行、郵便局を除きます。)

[利用できる預金]

当座預金、普通預金、納税準備預金



納税貯蓄組合

◆ 納税貯蓄組合とは

納税に当たっては、日頃から計画的に納税資金を準備しておく必要があります。

しかし、自分一人だけで資金の準備を長く続けるのは、なかなか実行しにくいことです。

そこで、納税のための貯蓄をしようとする人々が集まって、自主的に組織した団体が納税貯蓄組合です。まだ組合に加入されていない方には、地域の納税貯蓄組合への加入をおすすめします。

◆ 組合への加入方法

加入を希望する納税貯蓄組合の組合長に、お問い合わせください。

※納税貯蓄組合がない地域もあります。



◆ 組合の利点

(1) 組合の業務に係る書類などには、印紙税が課税されません。

(2) 納税貯蓄組合預金の利子については、原則として所得税が課税されません。

電子申告、電子申請・届出

県では、地方税電子申告システム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度からは特別法人事業税）の電子申告、電子申請・届出を受け付けています。

インターネットでオフィスや自宅から簡単に電子申告、電子申請・届出ができますので、ぜひご利用ください。

◆ 利用準備の手順

(1) 利用のために、あらかじめ電子証明書を取得しておく（税理士関与の申告の場合は不要です）

(2) eLTAXのホームページで利用届を行い、利用者IDを受け取る

(3) 電子申告のための専用ソフトをダウンロードする

※ 詳細は、eLTAXのホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧ください。

【参考】e-Tax（国税）の概要

国税については、eLTAXと同様、電子申告、申請・届出に加えて、電子納税等ができます。利用準備の手順などについては、e-Taxのホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

◆ 大法人の電子申告義務化

大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告は、eLTAXにより提出しなければならないこととなりました。

(1) 対象税目：法人事業税、特別法人事業税及び法人県民税

(2) 対象法人 ①事業年度開始の時ににおいて資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
②相互会社、投資法人、特定目的会社

(3) 適用日：令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から適用

(4) 対象書類：申告書及び申告書の添付書類

ちょっと役立つ

豆知識 8



「地方税共通納税システム」サービスが始まります。

令和元年10月から、eLTAXを活用して、すべての地方団体に対して、一度の手続きでまとめて電子納税を行う事を可能とする「地方税共通納税システム」が導入されます。詳細はeLTAXホームページを御確認ください。

○対象税目 … 法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（退職所得に係る納入申告、特別徴収分）

県税の救済

◆ 更正の請求

下記の税目について申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときには、法定納期限から5年以内（特定のときは、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り、更正の請求をすることができます。

なお、法人県民税及び法人事業税については、特例があります。

[対象となる税目]

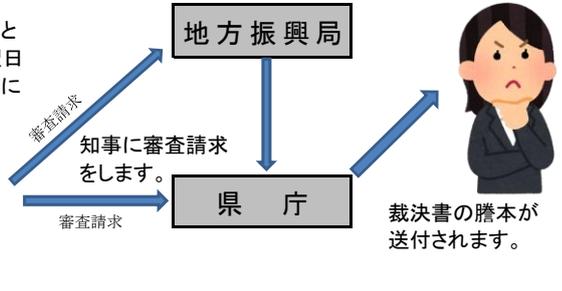
法人県民税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・自動車引取税・ゴルフ場利用税・産業廃棄物税・県たばこ税

◆ 県税に対する不服の申立て

県税の課税・徴収の処分などについて不服があるときには、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

審査請求は、所管の地方振興局を経由して提出されるようお願いします。

処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に



納税の猶予・減免

納税の猶予、減額、免除などを受けるためには、申請が必要です。

税金は納期限までに納めなければなりません。納税者が災害により被害を受けたときなどには、被害の程度に応じ、納税の猶予・減免などが認められます。

◆ 納税の猶予

1 徴収猶予

次の理由により、税金を一時に納付（納入）することができないと認められる場合には、徴収が猶予されます。

なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

猶予される期間は、1年以内（事情により最長2年まで）です。

- (1) 財産が災害（震災・風水害・火災など）または盗難にあったとき
- (2) 本人や生活をともにする親族が病気または負傷したとき
- (3) 事業を廃業または休業したとき
- (4) 事業に大きな損失を受けたとき

2 申請による換価の猶予

税金を一時に納付（納入）することで生活の維持、事業の継続が困難になると認められ、猶予を受けようとする税金の納期限から6か月以内に申請した場合には、換価の猶予が適用されます。

なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

猶予される期間は、1年以内（事情により最長2年まで）です。

◆ 県税の減免(主なもの)

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、減額または免除されることがあります。

1 個人県民税

市町村民税が減免されたとき

2 法人事業税

- (1) 災害により事業用資産に被害を受けたとき
- (2) 災害により居住用資産に被害を受けたとき
- (3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けているとき

3 不動産取得税

- (1) 災害により不動産に被害を受け、それに代わる不動産を被災後3年以内に取得したとき
- (2) 取得した不動産がその取得直後に災害を受け、滅失または損壊したとき

4 自動車税

- (1) 災害により自動車に被害を受け、修繕を要したとき
- (2) 災害により自動車を使用することができない期間があるとき

5 自動車取得税

災害により自動車に被害を受け、それに代わる自動車を取得したとき

自動車税・自動車取得税の「身体障がい者等の減免」については、P18、P20をご覧ください。

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除

福島県では、財政基盤の脆弱な立上げ期における特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の財政・運営面を支援することを目的として、次の県税の課税免除の措置を講じています。

◆ 法人県民税（均等割）

- 税法上の収益事業を行わないNPO法人
法人県民税の均等割が免除されます。
- 税法上の収益事業を行うNPO法人
NPO法人の設立の日以後3年以内に終了する事業年度のうち、益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る法人県民税の均等割が免除されます。

◆ 不動産取得税

NPO法人の設立の日以後3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する不動産を無償で取得した場合、不動産取得税が免除されます。

◆ 自動車取得税

NPO法人の設立の日以後3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車を無償で取得した場合、自動車取得税が免除されます。

延滞金・加算金

◆ 延滞金

納期限までに県税を納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、次の率により算出されます。

● 延滞金の率

- (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 …………… 年7.3%（日歩2銭）
ただし、平成12年1月1日以降については、以下のとおりとなります。
〈平成12年1月1日から平成25年12月31日まで〉
「(旧)特例基準割合」(※1)が年7.3%に満たない場合は、「(旧)特例基準割合」の率となります。
〈平成26年1月1日以降〉
「(現)特例基準割合」(※2)が年7.3%に満たない場合は、「(現)特例基準割合」に年1%の割合を加算した率となります。
 - (2) 納期限の翌日から1か月を経過した日から納税の日までの期間 …………… 年14.6%（日歩4銭）
ただし、平成26年1月1日以降は、(現)特例基準割合に年7.3%の割合を加算した率となります。
- (注) ※1 「(旧)特例基準割合」とは、「各年の前年の11月30日を経過するときの日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率」+4%の割合をいいます。
※2 「(現)特例基準割合」とは、「各年の前々年の10月から前年9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の12月15日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合をいいます。

期 間	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間
平成11年12月31日まで	7.3%	14.6%
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	4.5%	14.6%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	4.1%	14.6%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	4.4%	14.6%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	4.7%	14.6%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	4.5%	14.6%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和元年12月31日まで	2.6%	8.9%

◆ 加 算 金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・自動車取得税・軽油引取税・ゴルフ場利用税・産業廃棄物税・県たばこ税について、事実より少なく申告をしたり、申告をしなかったり、また、税を免れようとしたときに徴収されます。

1 過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合または増額の更正を受けた場合に徴収されます。

●納める額・・・増差税額の10/100

なお、増差税額が期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

2 不申告加算金

期限内に申告しなかった場合に徴収されます。

●納める額・・・納める税額の15/100

なお、納める税額が50万円を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

ただし、更正・決定があるべきことを予知しないで、期限後に申告した場合は、納める税額の5/100となります。

3 重加算金

故意に税を免れようとしたときに徴収されます。

このときには、過少申告加算金・不申告加算金は徴収されません。

●納める額 [期限内に申告をしている場合]・・・増差税額の35/100
[期限後に申告をしたり、申告をしなかった場合]・・・納める税額の40/100

不申告加算金及び重加算金に係る加重措置

平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告または更正、決定があった日の前日から起算して5年前までの日までに、その税目について不申告加算金または重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%加算されます。

納 税 証 明 書

納税証明書には、一般用納税証明書と自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）があります。

◆ 一般用納税証明書

この納税証明書は、課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

●請求窓口

各地方振興局県税部

●請求の際に必要なもの

- ・印鑑（法人の場合は代表者印（実印））
- ・本人または代理人の公的身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート等）
- ・代理人の場合は委任状

●交付手数料

1税目1通につき、400円（福島県収入証紙）

●使用目的

入札参加資格申請、建設業許可（変更）申請、県営住宅入居申請、金融機関提出、自動車の抹消・名義変更等



◆ 自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

この納税証明書は、車検更新時（構造等変更検査）に必要とするものです。

令和元年10月以降に課税される「自動車税種別割」については、納税証明書の表題が「自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」となります。取扱いは自動車税納税証明書と同一です。

5月にお送りする自動車税納税通知書には、この納税証明書が添付されています。

車検更新時に必要になる場合がありますので、納税されたあとは車検証と一緒に大切に保管してください。

※平成27年4月から、運輸支局でも車検更新時の自動車税の納付確認を電子的に行えるようになりました。

これにより、運輸支局の窓口で納付確認ができる場合は、自動車税納税証明書の提示を省略できます。

●再交付が必要な場合の請求窓口

各地方振興局県税部

●請求の際に必要なもの

〈本人の場合〉 ・車検証の原本または公的身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

〈代理人の場合〉 ・車検証の原本または委任状

・代理人の公的身分証明書※（運転免許証、健康保険証、パスポート等）

※委任状による場合のみ必要

●交付手数料

無料

滞 納 処 分

納期限までに県税を納付していただけなかった方には、督促状などを送付して、自主的な納付の催告を行います。

地方税法では、督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにその県税が完納されない場合は、差押えをしなければならないとされています。督促状などでも納付していただけない場合は、この法律の規定に基づき、財産差押えなどの滞納処分を実施します。

差押財産（物件）の公売

滞納処分により差し押さえた財産が、不動産や動産、自動車などの場合には、売却代金を税金に充てるために公売を実施します。

公売は、各地方振興局県税部で実施しているほか、より多くの方に参加していただけるようインターネット公売も実施しています。

公売における見積価額（最低入札価格）は、公売の特殊性から一般の売買価格よりも低廉で、安価で買受けることもできますので、是非ご利用ください。

ちょっと役立つ		＜納税カレンダー＞ ※ 日程は原則の納期限に基づく目安です。また、随時課税の税目は含みません。		
月	県 税	国 税	市町村税	
4			●固定資産税（都市計画税）：第1期分 ●軽自動車税	
5	●自動車税 ●鑑区税			
6			●個人住民税（県民税・市町村民税）：第1期分	
7		●納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月） ●所得税の予定納税：第1期分	●固定資産税（都市計画税）：第2期分	
8	●個人事業税：第1期分		●個人住民税（県民税・市町村民税）：第2期分	
9				
10			●個人住民税（県民税・市町村民税）：第3期分	
11	●個人事業税：第2期分	●所得税の予定納税：第2期分		
12		●給与所得の年末調整	●固定資産税（都市計画税）：第3期分	
1	●県民税株式等譲渡所得割	●納期の特例を受けた源泉所得税（7月～12月）	●個人住民税（県民税・市町村民税）：第4期分	
2			●固定資産税（都市計画税）：第4期分	
3	●個人事業税申告	●前年分所得税の確定申告・納税	●個人住民税（県民税・市町村民税）申告	
毎月	●県民税利子割 ●県民税配当割 ●県たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税	●源泉所得税（1月～12月） ●酒税 ●国たばこ税 ●揮発油税 ●地方揮発油税	●個人住民税（県民税・市町村民税）：特別徴取分 ●市町村たばこ税 ●鑑産税 ●入湯税 ●国民健康保険税	

ちょっと役立つ

豆知識 9

計画的に納付するためにも、税のスケジュールを把握することが重要です。



東日本大震災に関する県税のお知らせ

法人県民税

東日本大震災により被災した法人については、一定の要件を満たす場合に申請により減免を受けることができます。

◆要件

平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度の損益計算書に計上されている東日本大震災に係る特別損失額の合計額が、平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価格の2分の1以上であること。

◆減免する額

- 法人税割 …… 税率1%相当額
- 均等割 …… 全額

◆対象となる事業年度

平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度分

◆対象となる法人

上記の「要件」を満たし、かつ、個別申請により平成27年3月31日以降、申告・納付の期限延長措置を受けている法人

◆申請期限

個別申請により認められた申告納付期限

◆申請手続

確定申告の申告納付期限までに、申請書及び添付書類を管轄の地方振興局県税部へ提出することとなります。

個人事業税

東日本大震災により被災した個人事業者については、一定の要件を満たす場合に申請により減免を受けることができます。

減免の対象	税額の減免割合	
震災により個人事業主が亡くなられた場合	10分の10	
[自己の所有する事業用資産] 震災によりその資産価格の1/2以上の損害を受けており、かつ、一定の要件により算出した前年中の所得金額が1,000万円以下である場合	前年中の所得金額が500万円以下の場合	10分の10
	前年中の所得金額が500万円を超え、750万円以下の場合	10分の5
	前年中の所得金額が750万円を超え、1,000万円以下の場合	10分の2.5
[自己の所有する住宅及び家財] 震災によりその資産価格の3/10以上の損害を受けており、かつ、一定の要件により算出した前年中の合計所得金額が500万円以下である場合	損害金額が資産価格の1/2以上である場合	10分の5
	損害金額が資産価格の3/10以上、1/2未満である場合	10分の2.5

※ 複数に該当する場合は、いずれか一つの適用となります。

◆対象となる年度

平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税

※ 震災により個人事業主が亡くなられた場合は、両年とも減免対象となります。

※ すでに、平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税の減免を受けている方は、対象になりません。

◆申請手続

○申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までとなります。

※ 納付時期が2回に分割されている場合は、最初の納期限までとなります。

○「個人事業税減免申請書」のほかに、「罹災証明書」などの書類提出が必要となります。

不動産取得税

家屋を建て替えた場合の特例措置

東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋(以下、「代替家屋」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除を受けることができます。

◆特例控除の対象となる方

東日本大震災により滅失・損壊した家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や、代替家屋に所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆特例控除の対象となる不動産

令和3年3月31日までに取得された代替家屋及びその敷地

※ 罹災証明書における被害区分が「一部損壊」の場合は、特例控除の対象となりません。

◆特例控除額の算定方法

$$\text{【家屋】} \quad \text{代替家屋の固定資産評価額} \quad \times \quad \frac{\text{被災した家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$$

$$\text{【土地】} \quad \text{代替家屋の敷地の固定資産評価額} \quad \times \quad \frac{\text{被災した家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地面積}}$$

◆提出書類

「罹災証明書」、被災家屋等の「固定資産課税台帳登録事項証明書」などの書類提出が必要となります。

居住困難区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置

原子力災害により、居住困難区域(帰還困難区域または居住制限区域をいいます。以下同じ。)内にある家屋に代わる家屋(以下、「代替家屋」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除(減免)を受けることができます。

◆特例控除(減免)の対象となる方

原子力災害により居住困難区域に指定された区域内にある家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や、代替家屋に所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆特例控除(減免)の対象となる不動産

平成23年3月11日から居住困難区域の指定が解除された日から4年を経過する日までの間に取得された代替家屋及びその敷地

◆特例控除額の算定方法

$$\text{【家屋】} \quad \text{代替家屋の固定資産評価額} \quad \times \quad \frac{\text{居住困難区域内にある家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$$

$$\text{【土地】} \quad \text{代替家屋の敷地の固定資産評価額} \quad \times \quad \frac{\text{居住困難区域内にある家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地面積}}$$

※ 居住困難区域の指定が解除された日から3か月(代替家屋が新築の場合は1年)経過後4年を経過する日までの間に取得された場合は、上記により算定された額に税率を乗じた額が減免されます。
(「※」に記載する減免は、福島県内の不動産に限ります。)

◆提出書類等

特例控除(減免)を受けるためには、必要な要件や提出書類があります。

避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置

原子力災害により、避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋(以下、「代替家屋」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により減免を受けることができます。

◆減免の対象となる方

原子力災害により避難指示解除準備区域に指定された区域内にある家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や、代替家屋に所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆減免の対象となる不動産

平成23年3月11日から避難指示解除準備区域の指定が解除された日から4年を経過する日までの間に取得された代替家屋及びその敷地

※ 福島県内の不動産に限ります。

◆減免となる額の算定方法

【家屋】	代替家屋の 固定資産評価額	×	$\frac{\text{避難指示解除準備区域内にある家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$	×	税率
【土地】	代替家屋の敷地の 固定資産評価額	×	$\frac{\text{避難指示解除準備区域内にある家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地面積}}$	×	税率

◆提出書類等

減免を受けるためには、必要な要件や提出書類があります。

被災代替農用地に係る特例措置

東日本大震災や原子力災害により、被害を受けた農用地に代わる農用地を取得した場合にも、同様の特例制度があります。

自動車税・自動車取得税

<地震・津波により被災した自動車>

地震または津波により被災した自動車に代わる自動車を取得した場合の非課税措置

被災した自動車の代わりに自動車(以下、「代替自動車」といいます。)を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税となります。

◆非課税の要件

震災時に被災自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)であった方が、被災した自動車を永久抹消登録等をして、平成23年3月11日から令和3年3月31日の間に代替自動車を取得すること。

◆非課税となる税と期間

【自動車取得税】	平成23年3月11日から令和3年3月31日までに取得した自動車・軽自動車
【自動車税】	平成24年度までに取得した自動車 : 平成25年度分まで
	平成25年度に取得した自動車 : 平成25年度及び平成26年度分
	平成26年度に取得した自動車 : 平成26年度及び平成27年度分
	平成27年度に取得した自動車 : 平成27年度及び平成28年度分
	平成28年度に取得した自動車 : 平成28年度及び平成29年度分
	平成29年度に取得した自動車 : 平成29年度及び平成30年度分
	平成30年度に取得した自動車 : 平成30年度及び平成31年度(令和元年度)分
	平成31年度(令和元年度)に取得した自動車 : 平成31年度(令和元年度)及び令和2年度分

◆申請手続

申請には、「自動車取得税非課税申請書」、被災自動車として永久抹消登録等されたことが記載された「登録事項等証明書」などが必要となります。

<原子力災害により被災した自動車>

対象区域内自動車に係る自動車税の特例

原子力災害により、自動車持出困難区域または警戒区域内(以下、「対象区域内」といいます。)に取り残してきた自動車を用途廃止による永久抹消登録等した場合は、申告により抹消日に関わらず平成23年度以降の自動車税が課されません。

◆申請手続

申請には、「対象区域内用途廃止等自動車に係る特例に関する申告書」などが必要となります。

対象区域内に放置期間がある自動車に係る自動車税の減免

原子力災害により、対象区域内に放置していた期間があった自動車は、申請によりその期間に対応する月割分の自動車税の減免を受けることができます。

◆申請手続

- 申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までとなります。
- 申請には、「自動車税減免申請書」などが必要となります。

原子力災害により被災した自動車に代わる自動車を取得した場合の非課税措置

対象区域内自動車に係る自動車税の特例に該当する自動車の代わりに自動車(以下、「代替自動車」といいます。)を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税(代替自動車取得後に被災自動車が警戒区域内自動車に係る自動車税の特例に該当することとなった場合は納税義務の免除)となります。

◆非課税(納税義務の免除)の要件

用途廃止した自動車の平成23年3月11日時点での所有者(割賦販売の場合は使用者)が、用途廃止した自動車の代替自動車を、平成23年3月11日から平成31年3月31日の間に取得すること。

◆非課税となる税と期間

【自動車取得税】	平成23年3月11日から平成31年3月31日までに取得した自動車・軽自動車
【自動車税】	平成24年度までに取得した自動車 : 平成25年度分まで
	平成25年度に取得した自動車 : 平成25年度及び平成26年度分
	平成26年度に取得した自動車 : 平成26年度及び平成27年度分
	平成27年度に取得した自動車 : 平成27年度及び平成28年度分
	平成28年度に取得した自動車 : 平成28年度及び平成29年度分
	平成29年度に取得した自動車 : 平成29年度及び平成30年度分
	平成30年度に取得した自動車 : 平成30年度及び平成31年度(令和元年度)分

◆申請手続

申請には、「自動車取得税非課税申請書」、被災自動車として永久抹消登録等されたことが記載された「登録事項等証明書」などが必要となります。

軽油引取税

特別徴収義務者が所有する未課税軽油又は免税軽油使用者等が所有する免税軽油が、東日本大震災などにより、流出、滅失、汚水等の冠水等により本来の用途に使用できなくなった場合、手続きをすることにより軽油引取税が減免されます。

◆減免する税額

$$\left(\begin{array}{l} \text{災害その他特別の事情により、} \\ \text{使用できなくなったと認められる} \\ \text{軽油の数量} \end{array} \right) \times 32.1\text{円}$$

◆申請手続

- 申請期限は、納期限までとなります。
- 申請には、「軽油引取税減免申請書」などが必要となります。

【東日本大震災復興特別区域法】 復興産業集積区域に係る県税の課税免除

◆制度の概要

認定地方公共団体の指定を受けた事業者(指定事業者)が、復興産業集積区域内において、一定の事業用の施設等(機械・装置、建物・建物附属設備等)を取得して事業に用いた場合、申請により、法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。

- ふくしま産業復興投資促進特区(製造業:県内59市町村、農林水産業:県内53市町村)
- サンシャイン観光推進特区(いわき市)
- ふくしま観光復興促進特区(県内52市町村)
- 津波被災地復興商業特区(いわき市)

【福島復興再生特別措置法】 企業立地促進区域、避難解除区域等に係る県税の課税免除

◆制度の概要

福島復興再生特別措置法の改正(H25. 5. 10施行)により、企業立地促進区域(新規事業者)及び避難指示解除区域等(既存事業者)内において、一定の事業用の施設等(機械・装置・建物・建物附属設備等)を取得して事業に用いた場合、申請により、法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。

- 該当区域
避難解除区域(旧緊急時避難準備区域を除く)、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域のうち認定特定復興再生拠点区域
- 該当市町村
田村市、南相馬市、川俣町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の一部

◆県税についてのお問い合わせ

名 称	所 在 地	代 表 電 話 番 号	担 当 区 域 等
県北地方振興局県税部	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-2680	福島市、二本松市、伊達市、本宮市 伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1	024-935-1235	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	〒961-0971 白河市昭和町269	0248-23-1512	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-5235	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	〒967-0004 南会津郡南会津町 田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5212	南会津郡
相双地方振興局県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1123	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡
いわき地方振興局県税部	〒970-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6024	いわき市
県 庁 税 務 課 税務システム課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7067 024-521-7730	県税制、県税の賦課徴収 税務電算システム

◆市町村税についてのお問い合わせ（住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税など）

市役所または町村役場へお問い合わせください。

◆国税についてのお問い合わせ（所得税、法人税、消費税など）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 区 域 等
福 島 税 務 署	〒960-8620 福島市森合町16-6	024-534-3121	福島市、伊達市、伊達郡
会 津 若 松 税 務 署	〒965-8686 会津若松市城前1-82	0242-27-4311	会津若松市、耶麻郡のうち磐梯町、 猪苗代町、河沼郡、大沼郡
郡 山 税 務 署	〒963-8655 郡山市堂前町20-11	024-932-2041	郡山市、田村市、田村郡
い わ き 税 務 署	〒970-8611 いわき市平字菱川町6-3	0246-23-2141	いわき市
白 河 税 務 署	〒961-8611 白河市中田5-1	0248-22-7111	白河市、西白河郡、東白川郡
須 賀 川 税 務 署	〒962-0844 須賀川市東町135-1	0248-75-2194	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜 多 方 税 務 署	〒966-0893 喜多方市字花園38	0241-24-5050	喜多方市、耶麻郡のうち北塩原村、 西会津町
相 馬 税 務 署	〒976-8602 相馬市中村字曲田92-2	0244-36-3111	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡
二 本 松 税 務 署	〒964-0911 二本松市亀谷1-29	0243-22-1192	二本松市、本宮市、安達郡
田 島 税 務 署	〒967-0004 南会津郡南会津町 田島字寺前甲2939-2	0241-62-1230	南会津郡

- ・国税に関する相談は、「電話相談センター」をご利用ください。最寄りの税務署にお電話いただき、音声案内にしたがって「1」番を選択すると、「電話相談センター」につながります。
- ・また、税について知りたいとき、いつでも手軽に税情報が入手できる「国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)」をご利用ください。

令和元年度 くらしと県税
福島県総務部税務課
 〒960-8670 福島市杉妻町2-16
 TEL 024-521-7067

(県税のHP)